

出席委員 山上委員長、吉田副委員長  
青木委員、佐藤委員、廣田委員、横手委員、黒沢委員  
岸本議長

欠席委員 なし

説明者 宮崎子ども育成部長、鳥海子ども政策課長、中瀬副主幹  
野呂子育て支援課長、加藤副主幹、高橋副主幹、加藤主査、熊倉主査、柏木主査  
徳江保育幼稚園課長、前田主査  
小林健康福祉部長、中澤福祉課長、丹内副主幹、柏木主査  
三橋高齢介護課長、秋庭主幹、安藤副技幹、山田主査、北野主査  
高木保険年金課長、吉野副主幹、山本主査、田中主査  
一島健康づくり課長、石黒副主幹、渡邊副技幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第6号 令和8年度寒川町一般会計予算
2. 議案第7号 令和8年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第8号 令和8年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第9号 令和8年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第10号 令和8年度寒川町下水道事業特別会計予算

---

令和8年3月16日  
午前9時00分 開会

【山上委員長】 それでは、本日予算特別委員会2日目、よろしくお願いいたします。  
それでは、執行部のほうの入室をお願いいたします。

---

【山上委員長】 それでは、子ども育成部子ども政策課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。  
宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 皆さん、おはようございます。

これより子ども育成部3課の令和8年度予算の審査をお願いいたします。

それではまず、子ども政策課の予算審査をお願いいたします。説明につきましては、鳥海子ども政策課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 鳥海子ども政策課長。

【鳥海子ども政策課長】 皆さん、おはようございます。それでは、子ども政策課が所管いたします令和8年度予算について、タブレット資料01、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料2ページをご覧ください。職員給与費は、子ども育成部長、子ども政策課長と同課子ども政策担

当、子育て支援課長と同課子ども家庭担当、保育幼稚園課長と同課保育幼稚園担当及び学童保育担当、合わせて24人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

特定財源は下表に記載のとおりで、後ほどご説明いたしますが、少子化対策推進事業の見直しに伴って、地域少子化対策重点推進交付金の活用がなくなったため、特定財源からなくなっております。

資料3ページをご覧ください。子ども・子育て支援事業計画推進事業費は、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針に即して教育保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定める、5年1期の法定計画である寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定と進行管理を行い、計画を総合的に推進するものでございます。令和8年度は計画期間の第2年度となります。予算については、全額報酬で、本事業については、全額一般財源でございます。

資料4ページをご覧ください。少子化対策推進事業費は、結婚を希望される方に対して出会いの機会を創出し、行政ポイントまたは現金の支給による経済的支援を行うことにより、結婚への機運を醸成し、新婚世帯の転入促進・転出抑制等を図り、少子化対策の推進を図るものでございます。

予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、負担金、補助及び交付金においては、新婚世帯に対して、住宅の購入費用などの一部を補助する寒川町新婚新生活支援事業費補助金について、申請が1件しかなかったことから、改めて要件に該当する世帯を推計してみたところ、1世帯程度との結果となるなど、制度が支援したい対象と合致していなかったことなどから、当該補助金を継続しても期待する効果を得られないと判断し、令和7年度をもって終了することといたしました。

また、新婚生活開始時期の経済的な負担を軽減するための経済的支援として、さむかわPayの行政ポイントを最大4万ポイント付与する寒川町結婚新生活支援行政ポイント付与事業について、申請件数が想定を大きく下回ったことから、当該事業を今以上に利用したいと思うもの、寒川町は新婚生活を支援してくれると実感できるものに改めることを目的に、支給方法を行政ポイントの付与と現金支給とで選択できるようにし、支給総額をこれまでの最大4万ポイントから最大6万5,000ポイントに増額する拡充を行い、事業名を結婚新生活支援給付金支給事業に改めております。

支給の内容といたしましては、基本分として5万ポイントまたは5万円を支給し、自治会に加入している場合または加入する場合には、1万ポイントまたは1万円を加算し、行政ポイントの付与を選択した場合は5,000ポイントを加算いたします。

特定財源は下表のとおりで、見直しに伴い、県補助金である地域少子化対策重点推進交付金を活用する寒川町結婚新生活支援事業費補助金を廃止することといたしましたので、当該県補助金の充当はございません。

以上で、子ども政策課の予算についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

**【山上委員長】** 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

廣田委員。

**【廣田委員】** 2点あります。4分の3ページのところで、これは会議の報酬ということなんですけれども、子育て世代の事業計画策定と進行管理といった中で、どのような総合対策というんですか、今までちょっと検討されているのかのちょっと内容を教えてください。

それと4分の4ページ、結婚新生活支援事業費で終了した理由は、ここでざくっと書いてあるんですけども、これ、極めて少ないと。ここでこういう支援をしても、国レベルの今、経済力の話によるとは思いますが、その辺の町として申請が少ないから切りましたと。あとはもう例えば結婚というのは、民間事業者とか婚活アプリというのものもあるし、そういったところに委ねていこうかなという、そういう委ねるべきだという声もありますし、その辺の総合的な判断をもうちょっと聞かせていただいた上で、こういうふうな終了したということになりましたというような、ちょっと理由をもうちょっと伺いできればと思います。

以上2点をお願いします。

【山上委員長】 鳥海子ども政策課長。

【鳥海子ども政策課長】 子ども・子育て支援事業計画、これを扱います会議でどのようなものを総合的に扱っているかというところがございますけれども、この子ども・子育て支援事業計画につきましては、次世代育成支援事業法の市町村行動計画を包含するものでして、これによって、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成されるように取り組み、子どもを持つことを希望する方が安心して子どもを産み育てることができるように、取り組むような内容となっております。

2点目の、今回補助金のほうをなくす理由等ですけれども、今回、住宅購入費用等、それを補助します補助金のほう、こちらのほうにつきましては、令和7年度の上半期が終了した時点で、申請件数がゼロ件であったことから、改めて、公的な調査とか民間アンケートなどを活用して、年齢要件とか所得要件などを満たせる世帯、こういったものがどのくらいいるのか、結婚してすぐに家を建てたりする方は、世帯はどの程度いるのか、そういった観点から、対象となる世帯を推計しました。

その結果、ちょっと対象となる世帯は少ないであろうということでした。この事業について、利用したことによって、新婚世帯の転入促進とか転出抑制を図っていくところがありますので、実際には利用できるものということが重要になってくると思っております。したがって、今回この事業については利用、このまま継続をしても、目的を果たすことはできないだろうというところで廃止を、終了とすることといたしました。それもただ、やめるだけじゃなくて、今回、行政ポイントのほう、こちらのほうを拡充を行いまして、この拡充することによって利用しやすく、支援を実感できる内容があるという制度がある、寒川町にはこういったものがあるということを発信することによって、町の認知や印象が向上するというふうなところ、支援を利用できることが町内居住への機会、それを決めるきっかけの一つとなって転入促進・転出抑制が図られる。もっと支援を利用して、町内に居住することによってその定住につながっていくというふうなところが、この行政ポイント拡充によって図られるだろうというところで、住宅購入の補助金のほうは終了としますが、こちらの行政ポイントの拡充することによって、事業が後退しないようにしたというところがございます。

以上です。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 1点目は分かりました。いろいろ手当てをしていると。2点目については、子育て会議の会議の設定趣旨とかそういうのは分かりました。そこでどんな委員さんの生の声が、寒川ならではの生声が出ていて、それを新年度どのような展開を画しているのか、ちょっと伺えたらと思います。

2点目だけについてお願いします。

【山上委員長】 鳥海子ども政策課長。

【鳥海子ども政策課長】 ただいま会議でどのような声があるかということですが、基本的に会議につきましては、一定の所掌事項が決まっております、今回で言いますと、今年度で言いますと、子ども誰でも通園制度の関係とか、そういった付議すべきものに対しての委員さんからのご意見等々でしたので、寒川町の子育て支援全体に対して、こうあるべきとかこうするべきというような具体的なものというのは、特にはないというような形になります。

以上です。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 私も4分の4ページのところです。負担金、補助及び交付金のところ、まず、結婚を希望される方に対して出会いの機会を創出しとありますけれども、この出会いの機会の創出については、具体としてどのようなものが考えられているのか、お聞かせをいただきたいのと、それから、結婚新生活の部分、ポイントが増額されたというのは、ポイントもしくは現金が増額されたというのは、喜ばしいことかなとは思いますが、これは、それによって今、廣田委員のほうからもありましたけど、担当課としてどのような効果を期待されているのか、それから支給世帯数をどのように想定したのか、それからこれ、ポイントもしくは現金を給付する際の条件があったのかな、これ、条件が来年度どのようになるのか、その辺についてちょっとお聞かせいただけますか。

【山上委員長】 鳥海子ども政策課長。

【鳥海子ども政策課長】 1点目の出会いの機会の創出をどのような形で行うのかというところについてご説明いたします。来年度につきましては、今年度と同じような形でできたらと考えておまして、今年度は2回行っております。1回目につきましては、神奈川県の広域化プロジェクトという結婚支援事業がございまして、これを寒川町内で実施していただくという形を取りまして、開催しております。

もう1回は、町内の事業者、結婚式場などを運営している町内の事業者が地域貢献の一環として、結婚支援の婚活パーティ等を開催していただけていますので、それを町として後援するという形で行っております。来年度につきましては、この町内事業者のほうに関しては話が進められているところですが、県に関しては手挙げはするんですが、実施していくかどうかというのは、県内のどこで実施するかは県が決めますので、ちょっとこれは未定となっております。

次に、今回のポイント等の効果に関してですが、この事業については、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略第3期において、寒川町人口ビジョンにおいて掲げた人口の将来展望を達成するため、合計特殊出生率1.28を維持する旨を定めておりますので、この数字が維持できるかというところを確認しつつ、利用者に対するアンケートの結果を踏まえながら、結婚届数とか出生数、有配偶者である女性の人口の推移などを確認していきたいと考えております。

3点目の世帯数、こちらにつきましては、婚姻数から、年齢が39歳以下になっておりますので、そういった対象から外れる方、そういったものを計算しまして、大体90世帯で考えております。ポイント付与の条件に関しては、変更はしておりません。ただ、こちらについては、先ほど申し上げました寒川町ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略第3期の期間で行いたいと思っております。

ただ、今の制度については、まず、今回のこの事業は令和7年度実施して、その実施の内容を見て、次年度以降の決めるという形を取っていただきましたので、まず、申請期間が令和8年3月31日までということになっていましたので、その期間を延ばしました。それによって、申請できる期間というのが延びてしまったんですが、やはり例えば結婚してから2年後に申請するとかということだと、ちょっと新婚生活の支援としては適当でないところがあるので、結婚してから1年以内というような形で条件をつけたというところは変更点としてございます。

以上です。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今効果等々お話いただきましたけども、効果の検証については、先ほど言った狙いの効果を見ながら、検証していくというような理解でよろしいでしょうか。

【山上委員長】 鳥海子ども政策課長。

【鳥海子ども政策課長】 委員のおっしゃるとおり、その数値を見ながら、事業として最適であるか、改善すべき点はないか、そういったところを見ながら進めていきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、子ども育成部子ども政策課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

ここで委員長を交代をいたします。

【吉田副委員長】 それでは、子ども育成部子育て支援課の審査に入ってまいります。説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 それでは、引き続きまして、子育て支援課の予算審査をお願いいたします。説明につきましては、野呂子育て支援課長より、質疑につきましては、出席職員により対応しますので、よろしくをお願いいたします。

【吉田副委員長】 野呂子育て支援課長。

【野呂子育て支援課長】 それでは、説明をさせていただきます。タブレット資料2ページをご覧ください。

子育て支援事業費は、子育てサポートセンターにおいて、子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業を実施するなどして、保護者の育児不安を解消し、児童の健全育成を図るものでございます。

予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、委託料は、子育て支援センター業務や子育てサポートセンターの維持管理に係る清掃等の委託料、ファミリー・サポート・センター事業委託料で、

各委託における人件費等に係る委託料が増額見込みとなったことから、116万7,000円の増となっております。

負担金、補助及び交付金は、子育てサポートセンター維持管理負担金で、施設全体でかかる光熱水費、エレベーター保守点検費用等を、建物を賃借する他の事業者と案分して、建物所有者に支払う負担金でございます。過去の実績を踏まえ、見直しをしたことにより、3万8,000円の減となっております。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料3ページをご覧ください。小児医療費助成事業費は、子どもが病院等を受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成することにより、子どもの健康増進を図るものでございます。通院、入院ともにゼロ歳から高校3年生相当までを対象とし、所得制限なく適用しております。対象見込み数は6,800人で、出生数の減少等の影響から前年度より400人の減となっております。

予算の主な内容と増減理由は備考欄記載のとおりで、役務費は医療証と助成決定通知発送に係る郵送料、小児医療費審査支払手数料で、審査支払手数料改定に伴い114万1,000円の減となっております。委託料の小児医療システム改修委託料は受給資格取得から喪失まで、同一の受給者番号を使用できるよう、医療証付番方法を改めるためのシステム改修を行い、封入封緘業務委託料は、新しい医療証を一括送付するためのもので、322万8,000円全額の増となっております。

使用料及び賃借料は小児医療システムが基幹システムに標準装備されたことに伴い、リース料が令和8年度から不要となったため、皆減となっております。扶助料は小児医療費扶助料です。対象者見込み数の減に伴い、200万円の減となっております。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料4ページをご覧ください。ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭等の親と18歳までの子が病院等を受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成することにより、生活の安定と自立支援を図るものでございます。

予算の主な内容と増減理由は備考欄記載のとおりで、役務費は医療証更新時郵送料、ひとり親家庭等医療費審査支払手数料で、審査支払手数料改定に伴い、13万9,000円の減となっております。特定財源は下表に記載のとおりです。

資料5ページをご覧ください。地域子育て環境づくり支援事業費は、子育て支援に関する事業等を行う団体に補助金を交付し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進するもので、全額負担金、補助及び交付金でございます。実績から予算額を見直し、地域子育て環境づくり支援事業補助金は45万円を、地域子どもの生活支援強化事業補助金は90万円を計上いたしました。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料6ページをご覧ください。児童福祉施設維持管理経費は、町内の児童の遊び場9か所に設置しております遊具28点の維持管理を行うもので、全額委託料でございます。

資料7ページをご覧ください。児童発達支援事業費は、児童発達支援事業所であるひまわり教室の運営に係る経費で、発達が気になる未就学児に対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施するものでございます。

予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、報酬、職員手当等、共済費、旅費は、会計年度任用職員の雇用に伴う費用で、報酬単価の改定や会計年度任用職員の変更に伴い、それぞれ増となっ

ております。需用費は、療育に係る教材や保育材料、事務用品、施設維持管理消耗品等の購入に係る消耗品費と教室運営に係る光熱水費です。購入物品の見直しにより、消耗品費で28万9,000円の減、電気料金基本単価の見直しに伴い、光熱水費で1万円の減となっております。また、修繕料が蛍光灯、LED化が令和7年度で終了したことに伴い、皆減となっております。委託料はカーペットクリーニングや警備業務、通所児童の歯科健診、紙おむつ等処理に係る委託料で警備業務委託が3年契約の2年目のため、非常通報装置設置工事が不要となり、9,000円の減となっております。備品購入費は、購入予定がないため皆減となっております。

負担金、補助及び交付金は、サービス管理責任者更新研修等に係る受講料負担金で、受講する研修を見直したことにより、3万円の減となっております。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料8ページをご覧ください。不妊治療費等助成事業は、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不妊治療の先進医療分、及び不育症治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊症及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るものでございます。令和8年度から、先進医療にかかる不妊治療費の助成を行うため、名称を不育症治療費助成事業費から、不妊治療費等助成事業費に変更しております。不育症治療費助成は、治療に要する費用を1治療期間を単位として20万円を限度に助成し、先進医療分の不妊治療費助成は1件5万円を上限にかかった経費の7割を助成します。全額負担金、補助及び交付金で、先進医療分の不妊治療費助成の事業開始に伴い、50万円の増となっております。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料9ページをご覧ください。児童手当等事業費は、子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、高校生年代までの児童を養育している人に支給する児童手当の支給に関する事務や、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進するため、父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する児童扶養手当と、中程度以上の障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の推進を図るため、手当を支給する特別児童扶養手当について、認定請求の審査等に関する事務を行うものでございます。児童手当の支給対象児童数見込みは7,253人で、出生数の減少などから、前年度より249人の減となっております。

予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、報酬は、事務体制の見直しに伴い、会計年度任用職員報酬を皆減しております。役務費は、児童手当通知用郵送料と児童手当口座振込手数料で口座振込件数の減少見込みにより、10万円の減を見込んでおります。扶助費は、児童手当扶助料で対象見込み数の減に伴い、4,830万円の減となっております。特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

資料10ページをご覧ください。職員給与費は、子育て支援課のびのびすくすく担当。健康福祉部健康づくり課の課長及び健康づくり担当、合わせて22名分の給与、職員手当等及び共済費でございます。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料11ページをご覧ください。母子保健事業費は、母子保健法に基づき、離乳食講習会などの健康教育、7か月児相談や育児相談などの健康相談、1歳6か月児健診などの健康診査など乳幼児の健康の保持及び増進のための事業を行うものでございます。

予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、報酬、職員手当等、共済費、旅費は、事業実施に係る会計年度任用職員の雇用に伴う費用で、報酬単価の改定や事務体制の見直しに伴い、それぞれ

増額しております。委託料の内訳は記載のとおりでございますが、電子母子手帳アプリ委託料と1か月児健康診査委託料を令和8年度から実施することなどに伴い、全体で173万4,000円の増となっております。

電子母子手帳アプリは現在、県が市町村の母子アプリも併せて事業者と利用契約を結んでおり、まず、未病アプリを登録した後、母子手帳アプリを登録する必要があり、登録にかなりの時間がかかるため、母子手帳アプリの登録者数が妊娠届出数の2割程度にとどまっております。そこで、母子手帳アプリの契約を令和8年6月を目安に、町の直接契約に切り替え、未病アプリを挟まず、短時間で母子手帳アプリを登録できるようにすることで、登録者数を増やし、アプリのお知らせ機能を活用し、妊娠期から子育て期まで1人の子どもに対して約50回のお知らせを発信いたします。また、1か月児健康診査は早期に発見し、介入することにより、疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する生後28日から生後41日までの乳児に対する健康診査を医療機関で受けていただき、1件6,000円を上限に、その費用を町が負担するものです。

使用料及び賃借料は、歯科健診で使用する歯鏡の借上料で、使用本数を精査したことに伴い、2万3,000円の減、負担金、補助及び交付金は、職員専門研修負担金、新生児聴覚検査や1か月児健康診査に伴う費用助成、幼児健康診査等受診者への行政ポイント負担金で、1か月児健康診査費用助成の開始等に伴い、48万7,000円の増となっております。特定財源は下表に記載のとおりです。

資料12ページをご覧ください。妊産婦支援事業費は、子どもが健やかに成長することができるように、妊娠から産後1年を経過するまでの不安が高まる時期にある妊産婦に対して、各種健診、子ども家庭センター型の利用者支援事業、産後ケア事業などの妊産婦に寄り添った支援を実施することにより、妊産婦の心身の安定を図り、切れ目のない支援を行うための事業でございます。産後ケア事業の利用につきましては、これまで利用の申請につきまして、窓口等での申請書の提出が必要でしたが、令和8年3月3日からe-kana-gawaを利用し、電子申請していただけるようにしており、町ホームページや窓口等で周知を開始いたしました。

予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、報酬、職員手当等、共済費、旅費は、母子保健コーディネーター等の雇用に係る費用で母子保健コーディネーター1名が任期付職員から会計年度任用職員へ移行することと、そのことにより勤務日数が減少するため、母子保健コーディネーターをもう1名雇用することに伴う増となっております。需用費は、母子健康手帳及び父親母親教室で使用する食材の購入のための消耗品費と、妊婦歯科健康診査記録表作成のための印刷製本費で、印刷物の在庫を勘案したことに伴い、45万7,000円の減となっております。委託料は記載のとおりで、妊婦健康診査費用補助券を受診券とし、妊婦1人当たりの助成額を7万7,000円から11万1,000円に拡充することなどに伴い、250万8,000円の増となっております。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料13ページをご覧ください。妊婦等包括相談支援事業は、妊婦のための支援給付と利用者支援事業による援助等を効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担を軽減するための支援を行う事業です。妊婦のための支援給付金や支援者、利用者支援事業の内容は備考欄記載のとおりでございます。

予算の主な内容と増減利用は備考欄記載のとおりで、報酬は事務体制の見直しに伴い、会計年度任用職員を新たに配置することによる皆増、委託料は、出産子育て応援給付金が妊婦のための支援給付金に

移行し、システム保守委託が終了することによる皆減、負担金、補助及び交付金は、妊婦のための支援給付金で、支給対象数が減少見込みのため、120万円の減となっております。特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

資料14ページをご覧ください。子育て世帯訪問等支援事業費は、保護者の心身の安定と児童虐待の防止を図るもので、生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問して育児等の相談に応じ、子育て支援に関する情報を提供し、養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業。そこで把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭などを子育て支援相談員が訪問して養育が適切に行われるよう養育に関する相談、指導、助言などを行う養育支援訪問事業。家事支援、育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業。児童との関わり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者に対して、講座を通して健全な親子関係の形成に向けた支援を行う親子関係形成支援事業。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会の運営などを行うものでございます。また、令和8年度から、町内の小・中学校の協力の下、小学5年生から中学3年生までを対象に、ヤングケアラー実態調査を記名式で毎年実施してまいります。

予算の主な内容と増減理由は備考欄記載のとおりで、報酬、職員手当等、共済費は、ヤングケアラーコーディネーター業務に携わる子育て支援相談員や、乳児家庭全戸訪問等の会計年度任用職員の雇用に係る費用で、子育て支援相談員が変わることに伴い、報酬と職員手当等が減となっております。報償費は、令和7年度ヤングケアラー研修講師謝礼を計上していたことによる皆減。需用費は、子育て講座、ファシリテーター養成講座の参考図書と、ヤングケアラー実態調査の印刷用紙や封筒、プリンター用インク等の購入に伴う消耗品費で、このヤングケアラー実態調査の消耗品を新たに計上したことにより、49万5,000円の増となっております。備品購入費は、令和7年度電動自転車購入費を計上していたことによる皆減。負担金、補助及び交付金は子育て講座、ファシリテーター養成講座受講料負担金、子ども家庭ソーシャルワーカー研修受講料負担金で、子ども家庭ソーシャルワーカー研修受講料負担金を新たに計上したことに伴い、50万2,000円の増となっております。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料15ページをご覧ください。母子予防接種事業費は、予防接種法に基づき、BCGや小児肺炎球菌、日本脳炎などの子どもに係る個別予防接種を実施することにより、子どもの疾病を予防し、疾病の蔓延を予防するものでございます。

予算の主な内容と増減理由は備考欄記載のとおりで、報酬は、会計年度任用職員の事務体制の見直しに伴い皆減となっており、旅費も同様の理由により、費用弁償を1万8,000円の減としております。委託料は、予防接種法に基づく定期予防接種である個別予防接種と成人の麻しん・風しん混合ワクチンを接種する臨時予防接種の実施を茅ヶ崎医師会などに委託するもので、定期予防接種予定回数を精査した結果、587万円の減となっております。

負担金、補助及び交付金は里帰り出産などにより、委託外の医療機関で予防接種を受けた場合の費用助成や、骨髄移植後等の予防接種、再接種費用の助成金で、申請件数の減少見込みにより43万4,000円の減。扶助料は予防接種健康被害救済扶助で、障害年金の改定や紙おむつ代の値上げに伴い、34万6,000円の増となっております。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

最後に、資料に記載はございませんが、予算書6ページ、第2表債務負担行為をご覧ください。表中3番目の認可保育所・病児保育施設整備事業（病児保育施設分）につきまして、令和8年度から令和10年度までの3年間を債務負担行為とするものでございます。

以上で、子育て支援課の予算についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

佐藤委員。

【佐藤委員】 1点だけなんですけど、2ページのところの子育て支援センターとファミリー・サポート・センターの委託なんですけど、今後の利用者数の傾向を見ていると、子育て支援センターのほうの計画では増というふうになっていて、ファミサポのほうは少なくなってくるというような計画、2040のところにも出ているんですけど、これは何か大きなファミリー・サポートの部分では、課題があるのかということの子育て支援のほうももう多くなってくれば両方多くなるのかなというふうな見方をしながら、今回の予算のほうもそういうふうな組立てになっているのかななんて思ったんですけど、何かありましたらお願いしたいと思います。

【吉田副委員長】 野呂子育て支援課長。

【野呂子育て支援課長】 子育て支援センターの利用者数が増え、ファミリー・サポート・センターの利用者数が減になるというような計画で、大きな何か課題があるのかというご質問だったかと思いますが、子育て支援センターはやはり一定数利用のご希望がございますので、すみません、ファミリー・サポートに関しては、就労するお母さん、保護者の方たちも増えているので、ファミリー・サポートの利用に関しては若干減になっていくのではないかということと考えてございます。大きな課題というものはちょっと認識していません。

【吉田副委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 総じて言うならば、傾向としては、さっきの医療費のところでもあるんですけど、少子化という中において、相談支援というのは増えるだろうという傾向で、ファミサポのほうは、ちょっとはっきり課題というものは見つからないものの利用件数が少ないという実態を捉えて、そういうトレンドを考えているというふうな意味合いだと思うんですけど、そういう環境の中で子育て支援センターの利用件数が増えていくというのは何かしら新しい工夫だとか、そういったものがあるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 確かに子育て支援センターの利用者数は、令和5年度は7,986件だったものが、令和6年度には9,473件と確実に増えています。今年度も2月末の時点で9,474件と確実に利用者件数があるところなんです。こちらに関しては、子育て支援センターの中でもいろいろなイベントなどを様々計画して、企画して、そういうことにも効果が出てきているものかなと考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず7ページです。児童発達支援事業です。これはひまわり教室の運営をしていただいているということでございます。ひまわり教室に関しては、幾つか大きな課題を持たれていると思いますけれども、現状、今、登録児童数が18名ということで、最大の課題としては、スペース不足というのがあろうかなと思います。この18名を受け入れている中では、しっかりと運用がされているのかどうかということ、幾つか課題がある中で、その課題解決に向けた調査や研究というのを来年度行うことがあるのかどうか、その辺だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、ページ数でいうと11ページです。新たに電子母子手帳アプリを、町が直に経営することによって、登録者数を増やしたいよと、登録が簡単になるのよということだったんですが、これ、できることについては、これまでのアプリと変わらないという理解でよろしいのかどうか。もしできることが増えるのであれば、そこをちょっと説明をいただきたいと思います。

それから12ページ、妊婦健康補助券を受診券とするということでございましたが、これ、受診券にするということは、この券がある分、11万1,000円分までは自己負担なしという理解でよろしいのかどうかということ、それから、年度をまたぐ方がいらっしゃるかと思うんですけども、その方たちへの対応については、どのようにお考えなのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから13ページ、これうちの会派でずっとグリーンケアについては提案をさせていただいて、取組を進めていただいておりますけれども、来年度新たに、これまでと違って新たに取組む内容があるのかどうか、そこについて伺いをいたしたいと思います。

それから、ページ数でいうと14ページ、新たにヤングケアラーコーディネーターが設置されるということでございましたが、このヤングケアラーコーディネーターの役割というのをどのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

【吉田副委員長】 大きく6点ほどあったかなと思います。

熊倉主査。

【熊倉主査】 まず、母子アプリの委託料の関係をお答えいたします。こちらにつきましては、現状の母子アプリの委託、母子アプリの機能と、今単独契約を結ぶことについて機能は全く変わっておりません。今回、母子アプリの登録者数が全然伸び悩んでいる、2割程度に収まっていることから今回単独契約ということでさせていただければと思います、こちらをさせていただきました。

以上です。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 児童発達支援に関しまして、しっかりと運用されているのかというご心配いただきました。こちらに関しましては、会計年度任用職員をその日の児童さんの数に応じて、増減させていただいて対応しております。また、登録児童者数は18名なんですけれども、1日に利用いただける人数は10名までというふうに限らせていただいて、しっかりと対応できるような体制を取ってございます。

また、本当にいろいろな課題があるんですけども、その課題解決に向けて、調査等を行う予定はあるかということですが、大きな調査をする予定はございませんが、日々の業務を行いながら、気づき等があれば、また、対応していきたいと考えております。

妊婦健康診査に関して、11万1,000円に負担金が上がると。こちらに関しましては、そちらの費用、受診券を使っただけであれば11万1,000円まで自己負担がないということです。あと、また、ちょうど年度がまたいでしまいますので、その方々への対応はということだったんですが、支払い医療機関のほうに対応表というもの等を送らせていただいております。なので、今お渡ししている補助券と受診券を取り替えるということではなく、その回数に応じて金額が決まっているものなので、例えば4回目が5,000円だったものが、こちらの新しいものと6,000円になるというような早見表などができていますので、ご本人、ご対象者様、医療機関、あと支払いを取りまとめる産科婦人科医会というところと周知を図ったり、連絡調整をして、そのまま使っただけのように対応していくことになっております。

あとグリーンケアについてのお尋ねです、もちろん母子保健コーディネーターが、そんなにももちろん多くご相談があるわけではないんですけれども、本当にご相談があった場合には、しっかり受け止めをするような対応を取っております。そのような体制を継続することで、今後、令和8年度に新たに何か取り組むという予定は、現在はございません。

また、ヤングケアラーコーディネーターの役割ということをお尋ねいただいております。先ほども申し上げましたとおり、ヤングケアラーの実態調査を記名式で開始をいたしますので、そこでお名前が上がってきて相談希望があったお子様に関して、学校内ですとかで、まず面接等をさせていただいて、その事情など状況を把握した上で支援をしていく、その核となる役割を担っていただく予定としております。

以上です。

【吉田副委員長】 よろしいですか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ、ヤングケアラーのコーディネーターさんです。ある意味この対策については、来年度が元年になるのかなという気がします。記名で調査をするということで、対象児童生徒が明確に分かるということになるかと思えます。そこで、書面に表れてこないような内容等の聞き取りもされると思うんですけども、これが人数がかなり出てきてしまった場合の対応として、そのコーディネーターさん、今のところ1名という、1名の対応でというふうなお考えかと思うんですけども、想定よりもちょっと多かったとかという場合の対応については、何かお考えありますでしょうか。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 ご心配ありがとうございます。ヤングケアラーなんですけれども、研修等を私も受講していると、ヤングケアラーであったとしてもやはり相談をしたい、話をしたいんだというタイミングがずっと続いているということでもなくというふうな話を聞いております。だから、ヤングケアラーの子だと思われる方が、全員相談希望になるとは限らないと思っております。まずは、やはり相談がないお子様や家庭に介入していくのはかなり困難もありますし、お子様が望んでないことをすることになってしまいますので、そういう子に関してはこの調査をするですとか、周知をしていくということで自分はヤングケアラーなんだ、相談してもいいんだという認識をしていただく。そこで実際に手を挙げてきた子どもに関してはきちんと向き合っていくと思っております。

本当にご心配いただいているとおり、私どもも何件手挙げがあるのかちょっと分からないところでは

あるんですけれども、まずはヤングケアラーコーディネーターとしての雇用をする者を中心に、あとは保健師ですとかその他の子育て支援相談員なども、協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 今回この予算の中には入ってなくて、施政方針の中に入っているやつで、本会議場でも質問があった件なんですけれども、県内初となる自然妊娠率向上アプリの導入についてなんですけど、導入まで持って行っていただいたことにはまず感謝いたします。ありがとうございます。

それと、これ県内初ということで、インナー、要は町内に住んでいらっしゃる方たちに対する広報のアプローチは分かったんですけども、県内初というのは割と売りになるのかなというふうにも、寒川町の売りになるのかなというふうに思うんですが、この点について例えば広報戦略課と、何か例えばこういう広報していきましようみたいな相談をされているのかどうか。それと、いわゆる連携協定結ぶパートナー企業さんがいらっしゃると思うんですが、パートナー企業さんもかなりパブリシティーはしっかりやっけていらっしゃる企業さんだと思います。

その企業さんのお力もお借りして、要は寒川町とパートナー企業さん両方からパブリシティーを行って、割とインナーはもちろん当たり前にするんですけども、もっと外のアウトターのほうに、広報でやっていくべきだと思うんですが、その点をどのようにお考えなのか、教えていただきたいなというふうに思います。

それから、14ページの今ヤングケアラーの話出ましたけど、これは今までいろいろな方がやっている中でも一番印象に残っているのは、茂内議員がかなりしっかりやってきたのはよく記憶しているんですが、昨年、令和6年か、6年に実態調査があって、そのときはたしか小学校だけかな、いわゆる記名式じゃない形で本当に実態だけ見るという形になったと思うんですけども、それに対する反省というのがあって今回記名式というふうにしたのか。ちょっとまず、それについてお答えください。

【吉田副委員長】 いいですかね。

熊倉主査。

【熊倉主査】 1点目の「ルナルナ」についてお答えいたします。こちらの、まずは町として、広報として取り組むものにつきましては、ホームページや広報、そしてまた4月のルナルナ、チラシの全戸配布ということも予定をしているんですけども、まさにパートナー企業さんが今ルナルナのそのアプリについて、周知の仕方というのはたけていますので、そういった方が周知する方法につきましては、PR TIMESに掲載する予定を聞いております。

また、広報担当のほうにも、今回3月、また協定式等結ぶ関係もありますので、そういった部分ご相談をしながら、町外に発信できるような広報を出していければと考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 ヤングケアラーの実態調査のことなんですけれども、令和6年度には確か

に無記名で全体を、全体像を把握するということを行わせていただきました。その当時から状況を整えて、8年度から、記名式でいきたいというふうに考えておりましたので、当初の予定どおり進んでいるということになります。

以上です。

【吉田副委員長】 横手委員。

【横手委員】 1点目につきまして、分かりました。パートナー企業さんがしっかりやっけていらっしゃいますし、協定調印式みたいのをやるのかな、非常にそれを期待していますので、そのところで、なるべく多くの取材人集めて、そこからパブリシティーになるような形を取れるように広報、それから先方のパートナー企業さんとお話をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。ここについては、結構です。

それから、ヤングケアラーについてなんですけども、前、僕、言ったかもしれないけど、僕、実は元ヤングケアラーで、それでいうと名前を書いて言いたくないんですよね。そういう子も出てくると思うんで、それは多分どういうケアをしているかによると思うんですよ。例えば母親、僕の場合は母親がうーんという病気で、どうしてこんなことをやらなきゃいけないのかなというふうに思っていた、弟と2人で思っていたぐらいで、本当外に言うのも正直言って恥ずかしいような当時は病気だったんです。

なので、今は割とスタンダードという言い方は変なんですけど、普通にみんなが言うようになっているんですけど、やっぱり当時それを言うのはどうなのかというのがあって、今もそういう子たちもいると思うんです。

その子たち、そういう子たちには、どういうような形で見つけ出すという言い方変なんですけども、見つけ出すのがいいのかな、見つけ出すのか、ちょっとそこら辺はどういうふうに考えているか。要するに今みたいな形で言いたいんだけど、言えないという子たち、それは申し訳ないんだけど、本当に家庭の事情でやっぱり言いたくないんですよ、正直。そういう子たちに対しては、どういうふうにアプローチしていくのかちょっと教えていただけますか。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 確かに状況によって、自分だけの言いたいタイミングだけではなくって、ご家庭の事情でもう書きたくないと、知られたくないという方もいらっしゃるんだろうなというふうには思っております。調査自体も、そういうお子様はもしかしたら全部が関係ないと、該当しないと書いてしまうような場合もあるでしょうし、もうただ、調査自体に何かしら気になるようなものがあって、お名前が特定できないにしても、こういう子がいるんだということであれば、小・中学校と連携を取ってちょっと気になるお子さんいないかというようなお尋ねもできるかと思っております。また、やはり周知、ご本人たちが手を挙げてもいいんだと、恥ずかしいことじゃないんだと、そういうような気持ちになれるように、やはり周知ですとか、この調査を続けていくことだけでも毎年やる方向ですので、今年駄目でも、また、次の年には手を挙げてくれるのではないかというような、少し思いもござひます。

以上です。

【吉田副委員長】 横手委員。

【横手委員】 そうしたら、一つお願ひなんですけれども、僕が救われたのは実は同級生たちに、そ

れを言って大分救われました。そのおかげで、正直言うと、かなり僕も弟も救われたというところがありましたので、もしできれば、何らかの形であなたの周りに何か困っている人はいませんかみたいなことがあったら、そんな項目も入れてもらっていいかなって、割と友達に言ったらすっきりして、彼らが先生に言ってくれて、最終的に何となく勉強も遅れずに、部活もできて何もできてみたい感じになったので、そういうようなところをちょっと工夫していただくというか、工夫というのはおかしいんだけど、設問の部分で少し工夫をしていただければというふうに思いますので、よろしく、これはちょっと要望でもあるんですが、要望としてちょっとお伝えしておきたいなというふうに思います。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 ご意見ありがとうございます。小・中学校と調整をしながらアンケート用紙を作成する予定ですので、また、今後、学校側とも協議をしていきたいと思います。

【吉田副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 せっかく新規なので、この11ページ、1か月児健康診査というのをやる予定、4月からやる予定だということが書いてありますけども、そもそもこの事業をやるに当たって、何がこの町として狙いなのかというのを改めて詳しくお聞かせください。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 1か月児健康診査は、特に町が助成等をしていなかったんですけども、通常お生まれになると、生まれた産院で、元気なお子さんかなというような確認されていたかと思います。切れ目のない支援の一環ということで、1か月児健康診査を開始させていただくんですけども、この1か月というのは、生まれてから何らかの病気ですとかが先天性の代謝異常であるですとか、何か問題があるんじゃないかということがちょっと見えてくる時期と言われておまして、それに関して、きちんと町として健康診査を実施して把握していく、必要なお子様にはまた支援の手を差し伸べていくということを考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 青木委員。

【青木委員】 もともとは1か月検査というのはやっていて、そこは負担をかけて、今までは有料だったんですけど、上限を先ほど言っていた6,000円までは助成するというので、その辺のところがちよっとよく分からないので、6,000円以上かかることってあたりするのかなどうか、6,000円以内で済むのか、その辺の割合とかというのはどういうふうに見込んでいるのでしょうか。その辺のところちよっと気になったので、お聞かせください。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 この健康診査になりますと、医院ごとに少しずつお金が、料金が変わったりするものですが、恐らく6,000円で、ほぼ足りることが多いのではないかなというふうに考えております。

【吉田副委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。大体6,000円以内で基本的には助成で、それで事足りるだろうという

ことで、その辺のところは安心して分かりました。なんですけど、やはりこれ、今までもこの助成によって、この成果の検証というのはやっていくのかと。当然受けなきゃいけないから、全員受けるからそういう検証なんかする意味はないのかもしれないんですけど、その辺のところのちょっと見解を最後ちょっとお聞かせください。

【吉田副委員長】 成果の検証というと、受診件数とかそういった形ですかね。その見込みという形でよろしいですかね。

野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 ちょっと初めて行う事業ですので、受診率ですとか、また、そこから見つかった疾病が見つかって、医療機関につなげたお子様がいらっしゃるとか、そういう数字を見ていきたいと思っております。1か月健診とても大事なので、やはり90%以上が確実に受診して、できれば本当に100%を目指していきたいとは考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

廣田委員。

【廣田委員】 各委員さん方から、いろいろご質問出た中で、私、ちょっと1点だけ、最後に伺わせていただきます。15分の4ページのところなんですけども、ここは、15分の2ページのところから委託料がいろいろ各事業に分かれて、いろいろ展開されているところなんですけど、委託料について委託すれば済んじゃうかといったらそんなことなく、こちらの課については、とりわけ直接それにまつわる相談業務とかいろいろあると思うんですよ。課長のほうからも、その都度気づきとか受け止めをして対応していくといった、そんな状況をキャッチして、様々な対応を行っていくというお話もありました。

そういったところで、この15分の4ページなんですけど、ひとり親家庭について、ここについては、医療費を助成するだけだという話なんですけども、ヤングケアラーも先ほど横手委員のほうから出たんですけども、このひとり親家庭への生活安定とか自立支援についての相談とかね、それ以外のどんな支援を行っていく考えがあるのか、そこだけちょっとお伺いします。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 ひとり親家庭の扶助に関しては、経済的な負担の軽減を図るということになるんですけれども、窓口にいらしていただいてご相談等があった場合には、本当にその相談内容等にもよるんですけれども、お子さんの発達等であれば、のびのびすくすく担当の心理士等を紹介することもございますし、あと、経済的な支援みたいなことになると、保健所の女性相談等のご紹介などをさせていただくようになるかと思っております。

【吉田副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田副委員長】 全員出たので、なきようであれば、山上委員長。自らご質問したいようですので、皆様のご理解をいただきまして、ご質問をさせていただければと思います。

山上委員長。

【山上委員長】 児童発達支援事業所ひまわり教室についてお伺いしたいと思います。昨年もこの予

算特別委員会の中で、事業所評価アンケートを行っているというお話を伺っております。今年度も多分もう行っているかなとは思いますが、昨年は、例えば玄関部分が雨のときぬれないようにしてほしいとか、クールダウンスペースが欲しいというお話が出ているということを知ったんですが、基本的には現場で対応できるよう工夫してというお答えだったんですが、なかなか現場で工夫して対応できないこともあるかと思うんです。そういった中で、令和8年度に予算化したものというのが何かあればお伺いしたいと思います。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 令和8年度に、特別に事業費なりを何か計上したということはないんですけども、例えば玄関周りのやはり吹き込みのご意見等いただきましたので、令和7年度に緊急修繕ということで対応させていただいたりしております。なので、令和8年度に関しましても、そういうお声ですとか状況を鑑みながら、必要な対応は図っていききたいと考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 山上委員長。

【山上委員長】 ぜひとも事業者評価のアンケートというのは年に1回やると思います。その中にはやはりハードの部分、ソフトの部分と様々な意見、要望等があると思いますので、できる限り、現状の建物の中で、あとは支援員の中で対応できる場所は、特に力を入れて対応していただけたらと思います。それと、私どもは議員の中で行政視察を行っているんですが、特に関西のほうの市では、この療育に関しまして、全庁的な取組をしているところがございました。

そういった中で、寒川町においては、例えば福祉課、教育委員会、そのような他の部署との連携、そういったところはどのような形でしているのか、またしていないのか、またされている場合は、どのような場でそういった連携または連絡、調整、そういったことをやっているのか伺いたいと思います。

【吉田副委員長】 野呂課長。

【野呂子育て支援課長】 ありがとうございます。ひまわり教室の全庁的というか、福祉課ですとか、教育委員会との連携の現状についてお答えさせていただきます。福祉課に関しては、もう利用を決定する際に当たって、やり取りをしなければできませんので、対象のお子様に関しての情報のやり取り等させていただいております。また、教育委員会に関しては、そのお子様たちが小学校に入学するというようなことの際に、就学指導委員会で情報共有等をさせていただいております。

以上です。

【吉田副委員長】 山上委員長。

【山上委員長】 皆さんもご存じだと思いますが、療育は早期発見・早期療育ということが大前提だと思っています。それで、子育て支援課においては、乳幼児健診をやられているというところ、そういったところで、そういった発見ができるかと思って若干ちょっと安心をしています。ただ、それを療育にきちっとつなげられるかというところ、そこが一番重要だと思っています。センター化というのはなかなか難しいことは重々承知はしているんですが、事業所として、やはりそういったところを淡々と進めていただいて、将来ある子どもたちの、要は行く末をきちっと道筋をきちっと整えていただければなと思います。

これは意見でございます。

【吉田副委員長】 よろしいですか。それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。暫時休憩をいたします。再開は10時35分といたします。

---

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、子ども育成部保育幼稚園課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 それでは、子ども育成部、最後の課になります。保育幼稚園課の予算審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江保育幼稚園課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、子ども育成部保育幼稚園課所管の令和8年度予算について、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は5分の2ページをご覧ください。保育環境充実事業費につきましては、認可保育所や認定こども園等に対する委託料、給付費及び補助金の交付や、幼児教育保育の無償化に伴う私学助成を受ける幼稚園の保育料や幼稚園の預かり保育事業、保育所の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなどの利用料に対する給付費や補助金の交付、また、既存保育施設の老朽化した設備や備品等の修繕や、保育士の負担軽減につながる補助を行うことで、幼児教育・保育施設の環境の充実を図るものでございます。

また、4月から給付制度となる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施する施設に対して、給付費を交付し、全ての子どもの育ちを応援してまいります。委託料は、町の児童が通う町内、町外の認可保育所への児童保育料委託料でございます。

負担金、補助及び交付金につきましては、備考欄の主な経費に記載のような内訳でございます。その内容といたしましては、まず、民間保育所等運営費等補助金は、延長保育事業や一時預かり事業、低年齢児受入れ対策や1歳児受入れのための職員加配などのほか、副食費が免除となる幼稚園在園の年収360万円未満相当世帯や第三子以降への補助などを計上しております。新規事業となる乳児等通園支援給付費は、4月から給付制度となる乳児等通園支援事業を実施する施設に対する給付費です。子どものための教育・保育給付費は、施設型給付の対象となる認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業等に対する運営のための給付費となります。

保育対策総合支援事業費は、4つの事業に対する補助となります。1つ目の補助は、家庭的保育事業1施設及び小規模保育事業2施設の3歳児受入れ等のための連携施設となっている保育所における連携支援コーディネーターの配置に対する補助となります。

2つ目の補助は、保育環境向上等事業に対する補助で、老朽化した備品や設備等の修繕等に対する補助で、5施設分を計上しております。

3つ目の補助は、保育体制強化事業に対する補助で、地域住民や子育て経験などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担を軽減することを目的としております。保育士

の資格を有しない保育支援者の配置や、散歩等の児童の園外活動時の見守り等及び登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に、スポット的に支援者を配置することに対して補助を行います。

最後4つ目の補助は、保育士宿舎借り上げ支援事業として、保育士の宿舎を借り上げるための費用に対して補助を行うことで、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備し、寒川町で働くことを選択していただくことを目的としております。子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育・保育の無償化に伴い、3から5歳児については、私学助成を受ける幼稚園の利用や幼稚園における預かり保育事業、保育所等の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターや認可外保育施設などを利用した場合、ゼロから2歳児については、住民税非課税世帯の方が一時預かり事業やファミリー・サポート・センター、認可外保育施設を利用した場合の給付費でございます。

保育所等紙おむつ処分事業補助金については、保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止することで、保護者の負担軽減を図るとともに、保育士等による紙おむつの振り分け業務がなくなることで、保育士の業務負担を軽減することにつながる事業です。実施することで、子育て支援の充実及び保育の質の向上、保育士及び保護者の感染症等の感染対策、負担軽減による保育士確保などを目的としております。記載のほかに保育士等がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する補助金として、23万円を計上しております。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、下表をご覧ください、保育環境充実事業費の特定財源についてご説明いたします。全部で14件と数が多くなっておりますので、歳入番号と細節名によりご説明をさせていただきます。

まず、①の子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、認可保育所利用児童の保育料で全額委託料に充当しております。②と⑦の子どものための教育・保育給付費負担金は、国及び県からの負担金で、認可保育所への委託料と施設型給付の対象となる認定こども園、地域型保育事業等に対する給付費に充当しております。負担率は対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。③と⑧の子育てのための施設等利用給付費負担金は、国及び県からの負担金で、幼児教育・保育の無償化により対象となる施設の利用に対して、施設に支給する給付費等に充当しており、負担率は、対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。④の乳児等通園支援給付費国庫負担金は国からの負担金で、4月から始まる乳児等通園支援事業を実施する施設に支給する給付費に充当しており、負担率は、対象事業費に対して4分の3でございます。⑤と⑨の子ども・子育て支援交付金は、子育て支援課のご説明の中にもあったもので、保育幼稚園課では、一時預かり事業や延長保育事業、実費徴収に係る補足給付等に対して充当しております。補助率は、対象事業費に対して国・県ともに3分の1でございます。⑥の保育対策総合支援事業費補助金は、家庭的保育事業等の3歳児受入れのための連携施設となる保育所等における連携支援コーディネーターの配置に対する補助と、保育士資格を有しない保育支援者を配置することで、保育士の負担軽減を図る保育対策強化事業に対する補助、また、保育士の宿舎を借り上げるための費用に対する保育士宿舎借り上げ支援事業に対する補助、国の補助で補助率は2分の1でございます。

次に、⑩の子どものための教育・保育給付費、施設型給付費等補助金は、施設型給付の対象となる認

定こども園の幼稚園部分や幼稚園を利用する児童の給付費に対する県の補助で、補助率は、対象となる給付費の25.1%相当額の2分の1でございます。⑪の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する県の補助で、補助率は対象事業費の4分の3でございます。⑫の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えてゼロ歳児の受入れができるよう年度当初から配置基準を超えて配置する保育士や、児童の健康管理のための看護師や医療的ケア児サポーター等を雇用する経費への県の補助で、補助率は補助基準額に基づく対象事業費の2分の1でございます。⑬の保育対策総合支援事業費補助金が、老朽化した備品や設備等の修繕等に対する補助で、保育環境向上等事業に対する県の補助、補助率は3分の2でございます。⑭の保育所等紙おむつ処分事業補助金は、保育所等の使用済み紙おむつ処分費用への県の補助で、補助率は補助基準額に基づく対象事業費の2分の1でございます。

これら特定財源の充当額、合計11億9,806万2,000円を除いた4億7,582万5,000円が、一般財源でございます。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。保育等事務経費につきましては、保育事務を円滑に遂行するために必要な事務経費で報酬、職員手当等は保育コンシェルジュとして雇用している会計年度任用職員に係る経費で、旅費は、会議等出張のための普通旅費及び会計年度任用職員の費用弁償、需用費は、参考図書購入のための消耗品費と封筒やメールシーラー、納付書購入のための印刷製本費、役務費は、保育料決定通知や納付書、入所承諾通知等の郵送のための通信運搬費と口座振替に係る手数料でございます。

委託料は、保育料のコンビニ収納とモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料です。また、令和9年度から導入予定でありますe L-Q R公金収納保育料等対応委託料が新たに追加されております。負担金、補助及び交付金は、e L-Q R導入のために、地方税共同機構にお支払いをする交付金でございます。主な増減理由は備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業に対する特定財源につきましては、下表のとおりとなります。歳入番号①の子ども・子育て支援交付金7,810万3,000円と、歳入番号②の子ども・子育て支援交付金5,491万6,000円は、子育て支援課のご説明の中にもあったものですが、保育幼稚園課では、保育コンシェルジュとして雇用している会計年度任用職員の報酬、職員手当等及び旅費のうち、費用弁償に国216万1,000円、県54万円を充当しております。このほかに備考欄に記載のとおり、ほかの事業にも充当をしております。補助率は、対象事業費に対して国3分の2、県6分の1でございます。この特定財源の充当額合計270万1,000円を除いた189万7,000円が一般財源でございます。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。幼児教育の無償化推進事務経費につきましては、幼児教育・保育の無償化事務を円滑に遂行するために必要な事務経費で、報酬は事務補助の会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当、共済費は会計年度任用職員の職員共済組合負担金と社会保険料負担金、旅費は会議等出席のための普通旅費、役務費は無償化に係る文書を郵送するための通信運搬費でございます。主な増減理由は備考欄に記載のとおりでございます。特定財源はございませんので、一般財源399万2,000円でございます。

次に、資料5ページをご覧ください。児童クラブ運営事業費につきましては、保護者が安心して就労

することができるように、児童が安心して放課後を過ごすことができる居場所としての児童クラブの維持管理、環境改善を行います。旅費は、職員の会議等出席のための普通旅費、役務費はサマースクールに申込みされた保護者宛てに送付するための郵送料と児童クラブの建物火災保険料です。委託料は、児童クラブを運営する委託事業者に対する委託料と、令和8年度から令和10年度の3年間にかけて実施をするサマースクール事業の委託料です。そのほかに施設整備に係る委託料として、照明器具LED化業務委託料と、一之宮小学校区児童クラブのトイレ清掃委託料を計上しております。使用料及び賃借料は、機械器具借上料として児童クラブ用のAEDリース料です。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、下表をご覧ください、児童クラブ運営事業費の特定財源についてご説明いたします。歳入番号①②の子ども・子育て支援交付金は、子育て支援課のご説明にもあったもので、保育幼稚園課では児童クラブの運営委託料と照明器具LED化業務委託料に対して充当をしております。補助率は、対象事業費に対して国・県ともに3分の1でございます。③のひとり親家庭等放課後児童クラブの利用料、支援事業費補助金は、ひとり親家庭及び生活保護世帯の経済的負担軽減を図るため、児童クラブの運営委託料に充当をしております。補助率は、対象事業費に対して、ひとり親家庭は県2分の1、生活保護世帯は県10分の10でございます。これら特定財源の充当額合計5,872万6,000円を除いた3,593万4,000円が一般財源でございます。

タブレット資料、6ページ、歳入の一般財源についてご説明させていただきます。1目民生費負担金の滞納繰越分につきましては、保育料の滞納繰越分でございます。1目雑入の民生費雑入につきましては、一之宮小学校及び小谷小学校の児童クラブ水道料でございます。

最後に、債務負担行為についてご説明をいたします。予算書6ページ、第2表債務負担行為をご覧ください。表中、2番目の認可保育所病児保育施設整備事業認可保育所分につきまして、令和8年度から令和10年度までの3年間を債務負担行為とするものでございます。

以上で保育幼稚園課の予算についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【山上委員長】** 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。  
廣田委員。

**【廣田委員】** 3点お伺いします。まず、保育環境充実事業の6分の2ページなんですけども、委託料に対して、公定価格の引上げという話なんですけども、これ、引上げ幅は何%でしょうか。それと2点目、同じく給付型ということなんで、給付費に関して、各種の運営事業の具体的な内容と効果についてもうちちょっとお伺いします。3点目については、児童クラブの運営事業について、児童クラブごとのまずは定員数と待機児童数についてお伺いします。

以上3点、お願いします。

**【山上委員長】** 徳江保育幼稚園課長。

**【徳江保育幼稚園課長】** 3問ご質問いただきまして、1番目のご質問につきまして、委託料の増について、公定価格の増についての引上げ率ということなんですけども、こちらは毎年度、人事院勧告の、国家公務員の人事勧告による引上げによって、こちらでも保育料の人件費、保育士さんの人件費に当たる場所が多くありますので、それによって、4月に遡って遡及をするというのが大体1月ぐらいに発表

されることとなります。ですので、ちょっと今の時点で引上げ率というのはちょっと申し上げられないんですけども、その時期に確定をするような形で毎年度行っているところです。

次に、2番目の負担金、補助及び給付費の効果ということなんですけども、幾つか国や県の補助金を活用させていただいて、施設のほうに補助を行っているところです。主なところだと、民間保育所等運営費補助金の中に、町の単独のものもありますし、国や県の補助金を活用したものもございます。その中でですと、例えば施設のほうで事業を実施しております延長保育事業だとか、一時預かり事業について国や県の補助金を活用して、施設に対して補助を行っているところです。あとは町の単独の補助金といたしましては、保育士の配置基準というのは国で決められたものがあるんですけども、1歳児、1対6、保育士1人に対して6人の児童を見ることができ、そこが基準になっているんですが、町のほうで1対4、1人の保育士が4人の児童を見る、手厚く保育をしてくださっているところにつきましては、保育士1人当たりの補助を行っております。あとは保育士の処遇改善につきましては、保育体制強化事業として、保育士の資格を持ってない方でも、保育士以外でもできるようなところについては、その方に補助をしていただいて、保育士の負担軽減を図るところや、あとは保育士の宿舍借り上げについての補助、遠方から寒川町のほうに移り住んで、保育士として働いてくださる方については、その宿舍借り上げについての補助を行うというところで、保育士に対しての補助も行っているところです。

以上になります。

**【山上委員長】** 前田主査。

**【前田主査】** 令和8年度の児童クラブの定員と、待機児童数についてお答えさせていただきます。まだ4月1日の入所に向けて、入所辞退の方がいらしたりとか入替えがありますので、確定のものではないんですけども、寒川小学校区のおぞらクラブの定員数につきましては、2つ支援の単位があるんですけども、合計で78名が定員になります。待機児童数としては、10人となっております。

一之宮小学校区のおんぱくクラブの定員数につきましては、55名のところ、待機児童は出ておりません。旭小学校区なんですけれども、2つクラブがございます、わかばクラブにつきましては、定員が50名のところ、待機児童数が2名となっております。たんぼクラブにつきましては、全員が40名のところ、待機児童数が1名となっております。小谷小学校区のげんきっ子クラブにつきましては、定員が50名のところ、待機児童数が24名となっております。南小学校区につきましては、2クラブございまして、星の子クラブの定員数が34名に対し、待機児童数が8名、おひさまクラブが定員43名に対して、待機児童数が17名となっております。これが4月の入所に向けて、当初審査した際の待機児童数になるんですけども、その時点では62名おりました。今時点でのクラブごとの数字は出していないんですけども、確定ではない数字になりますが、今時点、入所辞退などがあつたところに対して入替えを行ったところの待機児童数としては、57名となっております。

以上です。

**【山上委員長】** 廣田委員。

**【廣田委員】** 1点目の割合については分かりました。2点目も、各種こういった対応しているということで理解できました。3点目なんですけども、恒常的に多いと見られるところは小谷と南小でしょかね、24名、25名ですか。これ、例年恒常的にちょっとこういった待機児童が出やすい地域なのかな

とは思いますが、こういった学校区への対応策って、何か今の時点で考えられていますでしょうか。それだけちょっとお伺いします。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 児童クラブにつきましては、昨年度、南小学校でも多くの待機児童が発生しておりまして、今年度は小谷小学校のほうにも多い待機児童が発生している状況です。令和8年度から3年間サマースクール事業を行って、それを分析してということにはなっておりますが、もう既にこれだけの待機児童がいるというところで、何らかの対策を立てないといけないとは思っております。ちょっと学校のほうにも、空いている教室だとか、あとは給食室のほうを活用させていただけないかというようなご相談も始めているところではあります。

以上です。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 今の廣田委員の質問と重なるといいますか、続きみたいな感じになるんですけども、今回児童クラブで、結局待機児童になっちゃった方からちょっといろいろとお話をいただいております、特に考えられるのが低学年の子どもの安全の確保というところと、それから、選考基準のちょっと不透明さみたいなところをやっぱり言ってきています、しょうがないのかなと思うんですけども。

それとあとは寒川町としては、共働き世帯が増えている中で、就労支援と少子化対策が何かこう乖離しちゃっているような感じになっているんですけど、どういうことなのというような話をいただいているんですけども、今あった中で待機児童、これは学年別待機児童の学年別でというのがまず出るのか教えていただきたいんですが、1点目。

それと今言いましたけど、居場所、学校の中に居場所を別につくれないか。各校にコミュニティ・スクールってありますよね、いわゆる学校運営協議会、これは確かこども家庭庁のほうで、ここの連携を深めて、子どもの居場所をつくりましょうというようなことを推進しているように、たしか、すみません、やっていたと思うんですが、そここのところ、その方針に沿って学校といろいろな打合せといいますか、交渉をし始めたということですが、これまでしてなかったということだと思ってしまう、何かその不都合があったのかどうか、もしあったら教えていただければと思います。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 児童クラブの待機児童の学年ごとの人数ということなんですが、先ほどの62名からいたしますと、1年生が2人、2年生が13人、3年生が32人、4年生が10人、5年生が4人、6年生が1人という内訳になっております。ちょっとやはり1年生、低学年のところのほうが、入所がしやすいようにということで、選考基準の中では加点を設けております。ですので、1年生、2年生でもちょっと待機児童が増えているところなんですけども、なるべく低学年は入所ができるようなという基準を設けております。ですので、3年生あたりからその加点が少なくなっていくことで、待機児童が増えているという状況になっております。

あと、2点目の学校とのコミュニティ・スクールとのということなんですけども、今学校のほうではふれあい塾という事業を行っております、そちらのほうを活用することで待機児童を減らすことがで

きないかというところを検討しております、今、ふれあい塾のほうが、実際、今教育委員会の生涯学習課が担当しているところになるんですけれども、そちらのほうで一旦おうちに帰ってからじゃないと利用ができないというところがちょっとネックになっておりまして、そこが一度帰らなくても利用ができるようにならないかというところを、今学校と交渉して、そういったところで待機児童、1・2年生はやはり児童クラブにいたほうがいいだろう、保護者の方も安心するだろうというところは理解できますので、例えばもう少し大きくなって、学年が高くなったお子さんがふれあい塾のほうで過ごすことで、安全が確保できるのでしたらといったところをちょっと今教育委員会のほうと、連携をして検討する会を設けているところです。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 はい、分かりました。人数はやっぱり3年生がネックになっているのかなと思っていて、正直、そうですね、親の立場でももちろん、うちの娘も27になっちゃったんで随分あれなんですけど、随分昔のことを思い出すと、小学校3年生ぐらいまでというところが割とやっぱり不安だったんですよ。でも、小学校4年生ぐらいになると自我が出てきて、自分で勉強もするし、勝手にしているし、それから友達のところも勝手に行っているし、そういった意味では、うまい具合に小学校4年ぐらいからは、安全面というところを考えると、割と安心していたんですけれど、やっぱりちょっと3年生まで、特にこれだけ3年生が多いと、どういうことって多分なっちゃうと思います。もちろん、1年生、2年生のほうがより安全面を考えて、入れられたのかなというのはよく分かるんですけれども、そういう意味でいうと、3年生問題というのが多分これから出てくるのかなというふうに思っていて、そのところをやったりちょっといろいろ考えてあげるべきなのかなと思います。

さっき言ったように、家に戻らずに、学校にいてそのまま学校で新しい居場所をつくっていくような形を、そこら辺まで考えるべきなのかなとちょっとこの数字から分析すると簡単な分析ですけど、かなというふうに思うんですが、それについてどのようにお考えなのかというのと、分かりました、とにかく学校と今いろいろと話されているのもよく分かったので、これはどうなのかなと思うんですが、民間のいわゆる少しお金はかかっちゃうけれども、児童クラブ的なものいろいろあると思うんです。ちょっと塾がやっているようなところもあったりするんですけども、そういったところをより多く誘致していくというような考え方には、まだ至ってないということでもよろしいのでしょうか。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 やはりちょっと3年生というところが一番多く、2年生まで例えば児童クラブに行って、3年生でいきなり1人でというのはやはり保護者の方も不安ですし、お子様にとっても初めての経験で不安が多くなるというところは、そのとおりだなと思っております。そこについては、今枠がいっぱいで入れるところがないという現状がございますので、あとはサマースクールというところもあるんですけども、4月、5月、6月、夏休み開始するまではお一人でいることになるかもしれないので、そこについては、やはり枠を増やすとか、そういったことを考えていかなければならないと思っております。

今年度、例年の傾向からすると夏休み以降、夏休み終わった途端に、退所するお子様がどんどん増えていくという状況がございますので、やはり1日おうちにいるという夏休みがネックになるのかなと。

サマースクールも実施するんですけども、それによって待機児童が減るのかというところは分析を3年間待つことなく、早い段階で結論づけて、次の方向に検討していかないといけないと思っております。

あと個人的にやっている塾とかそういったところは、やはり耳にしまして、保護者の方もやはりそういうところを一生懸命探してられるという状況をお伺いします、町内ではないんですけども、その英語を教えているようなところとか、個人的にやっているようなところがあるというふうには聞いております。ちょっと今のところ、そういったところを誘致というところは、町として考えてはいないんですけども、そういったところも、ひとつ検討材料としていかなければいけないかなと思っております。

【山上委員長】 横手委員。

【横手委員】 すみません、丁寧な回答いただきましてありがとうございます。小学校3年生問題が多分今後の問題だと思うので、ここちょっと1回、ちょっと大きくみんなで考えてみてほしいなというふうに思います。なるべくスピード感を持って検討していただきたいというのは、もう本当ちょっと困っちゃっている方たちがいっぱいいるんだと思いますね。

なので、そのこのところをちょっとスピード感を持って、特にこの小学校3年生問題という言い方にあえてしちゃっていいと思います。検討していただければなというふうに思います。それから民間についても、やっぱりこれからは必要になってくると思います。ただ、子どもの数が減ってくる中で果たしてどうなのか、このビジネスが成り立つのかというのは確かにあるので、現実に今例えばそういう10、そういう民間のところへ誘致したとしたら、もしかしたら10年後、3つぐらいしか残ってない可能性も十分にあるかもしれないけれども、一応、研究、検討はしていただけないかということのを要望として述べておきます。

以上です。

【山上委員長】 よろしいですか。徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 いろいろご提案ありがとうございます。そちらのほうにも、実際そういったところがどれぐらいあるのかとか、そういったところをまずは確認して研究等をしてまいりたいと思います。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】 私は1点だけなんですけど、当初、保育園の運営を民間に委託するという形の中でも、保育士の人件費だとか確保というところが非常に課題を持っていたというふうに私自身も認識はしているんですけど、先ほどの説明を聞いたときには、人件費のみならず、保育士の確保のための福利厚生、いわゆる遠方から確保した場合での住居の確保だとか、そういったお話もされておりましたけれど、それ以外にも、先ほどの説明の中で保育士のキャリアアップという話がされておりました。

これは様々考えられるんですけど、今まで保育士のキャリアアップに対して、実績があったらお聞かせ願いたいなというふうに思います。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育士のキャリアアップについては、国のほうでも保育士の質の向上ということで様々な事業を展開しております。まずは、公定価格の中にある処遇改善加算というところに、

保育園の中で副主任保育士だとかその分野別のリーダー、職務別分野リーダーという方を設けて、その方に対して処遇改善を例えば月額幾らという形で決めて、支給をするということを公定価格の中に入れてやっております。そのためには研修科目が決まっています、この科目を受講していないと対象にはならないですよというものがあまして、そちらの研修を受講するための、先ほどその研修を受けている間、人が抜けてしまうので、そこの代替保育士についてこういう補助をするというようなこともやっております。

です。定員枠を増やすということもそうですけども、ソフトの面というところで保育士の質の向上というところも、国は力を入れておりますので、そこに準じた形で町も補助を行っているところです。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 内容は分かりました。つまり、資格要件があってその中で専門性の高いものや、あと役職についても、しっかりと保障がついてくるというような話だと思うんですけど、実績、先ほども少し聞かせてもらいたいなというふうに思ったんですけど、実績があったらお聞かせ願いたいと思います。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 すみません、申し訳ございません。実績については各施設、民設園ですので、それぞれで、国のほうでは副主任保育士と言われる方が全体の保育士のうちの3分の1を占めるようにとか、職務別分野リーダーにつきましても、さらに何分の1というような決まりがございますので、施設のほうでそのような管理をしております、申し訳ございません、ちょっと町のほうでその人数がどれぐらいかというところは、ちょっと今人数は把握をしておりますので、すみません、よろしくお願いたします。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 支援としては、人件費と働くための意欲だとか、そういうモチベーションもこういうところは狙っているんだと思うんですね。どういうふうにやっぱり委託費が使われているのか、事業がこういうものがあつたら、やっぱり中身を知るべきだと思うんですね。ですから、意見にとどめておきますけれど、ぜひこういった事業をやるにしても、結果としてどうなったかというところは聞いたほうが良いと思うんですね、把握していただきたいというふうに思います。

以上です。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 すみません、ありがとうございます。国庫補助ですので、そちらについては、実績報告を上げることになりますので、年間の中で何人かというところは、最終的には把握をするようにしておりますので、ご意見ありがとうございます。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 6分の2ページの保育環境充実事業費の中の乳児等通園支援給付費について伺います。これはいわゆるこども誰でも通園制度として、今年度から始まるということは理解はしているんですけど、保育園などに通ってない乳児等でも施設を利用できるということで理解はしていますけども、そこでまず、この制度を寒川町としてどのような目的で導入するか、また、子育て支援の中でどのような役

割を持つ制度と考えているのか、その考えをまず伺います。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 令和8年の4月から給付制度として始まる事業となります。こちらは国のほうで施策として始めているところなんですけれども、全ての子どもについて適切な養育が健やかな成長発達を保障していく取組として行っていくということになっております。保育園に入っているお子さんはこちらの対象にはならないので、そのお子様たちが様々な人たちと関わることで成長を促す、健やかな成長を促すということが目的となっております。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。この制度は確かに乳児等が安心して過ごせる場所をつくるとともに、保護者の子育ての不安や負担を軽くすることも目的の一つだというふうに思います。そこで町としてこの制度によって、どのぐらいの利用を見込んでいるのか、また、保護者へどのようにこの制度について周知を行っていくのかということについて伺います。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 まず、周知についてなんですけれども、今「広報さむかわ」の3月号に掲載をさせていただいております。ホームページのほうをご覧くださいということになっているんですが、ちょっとまだ詳細のところ、細かいところまで詰められていないということと、確認にかかる条例のほう、議会の最終日、3月25日ということになっておりますので、それ以降の細かい内容についてはホームページに掲載をしていく。ちょっと期間としては大変短くなってもっと早くというお声もいただいているんですが、申し訳ないんですが、もう3月の末での細かいところの周知となってしまいます。

あと人数についてなんですけれども、こちらは子ども・子育て支援事業計画の中の代用計画として定めておまして、1か月上限10時間ということになっておりますので、これはちょっと算定の仕方があるんですけども、1か月、月曜日から土曜日まで10時間を目いっぱい使った場合という想定なんです、1か月5人というふうに考えて計画を策定しております。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 1か月5人、いろいろな条件があって1か月5人ということが上限でということが分かりました。あと、いろいろな事情があって、3月末からということで周知がということも分かりました。やはりこの制度というのは新しく始まる事業でもあることから、実際どのような効果があるのかというのを今後確認していくことも大切だと思うんです。

そこで、町として、利用状況や子育て支援の効果をこの通園制度についてどのように検証して、今後の子育て施策につなげていくかということを最後に伺います。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 4月から事業は開始するんですけども、今施設のほう、2施設、この事業をやったださるということで手を挙げてくださっております。ただ、今の時点ですと余裕活用型ということで、待機児童もいながらの運営になるので、定員もそう多くあるわけではございません。実際どれぐらいの利用があるのかということも、始めてみないと分からないというところがございますので、どれぐらい利用があるのかということも、今後を見ながら実施をしていきたいと思っております。9月、

これも予定なんですけれども、9月からは一つの施設では、建物を今建築を始めているところで、そちらで一般型の乳児等通園支援事業、定員枠一応5人ということで開始するという準備を今進めてくださっているところですので、枠は増える見込みがあるというところで、利用される、希望される方がいつでも利用できるような体制がつかれるようにしていかなければならないと思っております。

利用者については、施設のほうでも把握をしておりますし、町のほうでもその状況を把握していくことになるので、どういったお子様、保護者の方が利用されているのか、そういったところも分析をして、今後につなげていきたいと思っております。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 私も1点だけ、大きくは保育環境充実事業費のところになるかと思うんですけれども、前回決算の場でも言わせていただきました、ほかの場所でも何度か触れさせていただいてはおるんですけれども、保育の現場の確認、保育士さんの移り変わりが激しいとか、環境については、いろいろお声を聞いているところでございます。次年度、いろいろ新たな政策が取り込まれると思うんですけれども、現場の確認、状況の確認の仕方、来年度、どういったことを考えていらっしゃるでしょうか。

【山上委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 現場の確認というところだと、毎回同じような回答にはなってしまうんですが、毎年度行っている認可及び確認に関わるのところの監査を実施しているというところと、あとは保育コンシェルジュが、1～2か月に1回程度各園を訪問しております。あとは今年度からは、職員も各担当施設を持って、1か月に一度園を訪問して、園の気になるお子さんとか園の状況を確認している状況です。

保育士さんの移り変わりも激しい施設も中にはございまして、そういったところもちょっと状況は確認をして、どういった理由があるのかということも施設長に確認をしながら、何か改善する点があるのであれば、そこは改善していただくようお願いをしているところなので、町としても全く介入をしないということではなく、今後も施設の状況を確認しながら、そういったことが、保育士さんが働きやすい環境を施設のほうでも整えていただくということをお願いしたいと思っております。

以上です。

【山上委員長】 以上で、子ども育成部保育幼稚園課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部福祉課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 皆様、こんにちは。これより、健康福祉部4課の令和8年度予算の審査をお願いいたします。

初めに、福祉課所管分でございます。説明につきましては、中澤福祉課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、健康福祉部福祉課所管の令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は040福祉課でございます。2ページをご覧ください。初めに、職員給与費でございます。主な内容は備考欄に記載のとおりです。続いて歳入の特定財源は下表に記載のとおりとなりますが、歳入番号③県支出金の生活のしづらさなどに関する調査交付金は、5年に一度、全国一斉に障害のある人などを対象に、生活のしづらさ調査が実施されるのに伴いましての交付金で、9万円を職員手当等へ充当しております。

タブレット資料は3ページをご覧ください。次に、社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費で、報償費については、地域福祉計画推進会議の委員16名分の謝礼です。旅費の内容及び増額理由は、備考に記載のとおりです。

タブレット資料4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費です。地域福祉の要として地域住民への的確な援助、相談等を行う民生委員児童委員活動を推進するための経費でございます。報酬は民生嘱託員の報酬と、民生委員児童委員を推薦するための民生委員推薦会委員への報酬になります。推薦会は、令和8年度は民生委員の一斉改正年度でないことから、年3回の開催を予定しており、減額となっております。旅費は備考に記載のとおり、民生委員児童委員の個人活動費を費用弁償として計上するとともに、会議出席に伴う職員の普通旅費となっております。負担金、補助及び交付金は、地区民生委員児童委員協議会3地区分の活動費負担金です。

続いて、下表をご覧ください。歳入の特定財源は記載のとおりです。

タブレット資料は5ページをご覧ください。次に、地域福祉推進事業費でございます。事業内容は、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会に対し補助をするものです。地域福祉活動、権利擁護、ボランティア活動、福祉有償運送など、地域福祉の推進を図るための事業費に対する補助金でございます。増額理由は備考に記載のとおりです。

タブレット資料は6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費でございます。避難行動要支援者きずなプランに基づき、災害時における要支援者の安否確認や情報の伝達、迅速な避難誘導を行うため、特に支援を要する方々の名簿を町が作成し、情報提供に同意された方々の名簿を平時に支援関係者へ提供するもので、5月頃に自治会、民生委員児童委員、消防、警察、社会福祉協議会に名簿を提供する予定でございます。報償費の内容及び増額理由は備考に記載のとおりです。需用費と役務費の内容及び増額理由も備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者管理システムの借上料で、減額理由は備考に記載のとおりです。なお、歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりで、町民安全課にて説明したものでございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者や遺族に対する追悼及び被爆者の方々への見舞金で、需用費の消耗品費は備考に記載のとおりです。役務費の減額理由は備考に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は町遺族会補助金になります。扶助費は、原爆被爆者

見舞金を町内在住の被爆者の方へ1人1万円を支給するもので13名分の見舞金でございます。続いて、歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は8ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉向上を図るための施設である寒川町福祉活動センターの維持管理を指定管理者制度において行っているもので、指定管理期間は令和6年度から5年間、社会福祉法人翔の会へ指定管理委託を予定しております。役務費の内容は備考に記載のとおりです。続きまして、委託料は、指定管理委託料でございます。

タブレット資料は、9ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費でございます。社会を明るくする運動の推進をはじめ、保護司会会員の研修並びに更生保護や、犯罪予防の推進を図ることを目的とした活動を行っている団体へ助成するもので、旅費の内容及び増額理由は備考に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

タブレット資料は10ページをご覧ください。公共施設再編計画事業費です。町公共施設に関わる対策実施事項等を定めた公共施設再編計画に基づき、福祉活動センターを安心安全に利用していただくための機能維持に必要な対策として、令和9年末に蛍光灯の生産終了に伴い、LED照明にするための工事請負費を計上しております。歳入の特定財源につきましては下表に記載のとおりで、資産経営課にて説明したものでございます。

次は、障害福祉関係でございます。初めにタブレット資料は30ページをご覧ください。補足資料1でございますが、令和8年1月1日現在の手帳の所持人数及び身体障害者障害別集計でございます。参考までにご覧ください。

それでは、タブレット資料の11ページにお戻りください。障害福祉事務経費でございます。障害福祉事業全般にわたる事務経費で、旅費、需用費の消耗品費、印刷製本費は備考に記載のとおりです。役務費の内容及び増額理由は、備考に記載のとおりです。委託料は、障害福祉計画策定委託料で、増額理由は備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求等に使用しているソフトの借上料です。負担金、補助及び交付金は、相談支援従事者初任者研修の受講料で、増額理由は備考に記載のとおりです。続いて歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は12ページをご覧ください。続いて、障害者自立支援給付事業費です。障害者総合支援法により、障害児者が日常生活及び社会生活において自立した生活を送ることができるよう、障害者本人や家族の申請に基づき、障害福祉サービスの給付を行う制度の事業費でございます。報酬は、障害者の区分認定を審査する介護給付費等の支給に関する審査会委員4人分の報酬で、認定審査会は年12回の開催を予定しております。報償費は、認定審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。需用費の消耗品費は備考に記載のとおりです。次の役務費は、認定審査に係る通知等の郵送料のほか、医師意見書や自立支援給付費等支払いに関わる手数料でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。委託料は、町内在住の障害者等の認定調査を相談支援事業所等に委託する費用で、減額理由は備考に記載のとおりです。続いて、役務費は、障害福祉サービス費で障害者総合支援法のサービスを利用した際の介護給付費訓練等給付費及び地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスの利用等に伴う費用を計上しております。

扶助費の内訳につきましては、タブレット資料の31ページ、補足資料2、障害者自立支援給付事業費・児童通所給付事業費の扶助費の内訳をご覧ください。上段の表中の1. 介護給付費等から3. 地域生活支援事業まで各種のサービスがございますが、障害者が在宅生活を送る上で必要な②重度訪問介護、③同行援護、⑩自立訓練のうち、生活訓練の増を見込んでおります。

また、障害者の経済的な基盤を築き、自立した生活を送るために必要な就労系のサービスのうち、⑮就労継続支援B型の利用が増えていることから増額を見込んでおります。いずれにいたしましても、扶助費といたしましては、前年度の利用実績等を勘案して、前年度より1,689万1,000円の増、対前年度比で約1.47%の増となっております。続きまして、下段の表4の児童通所支援につきましては、後ほどご説明いたします。

恐れ入りますが、タブレット資料12ページにお戻りください。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は13ページをご覧ください。補装具交付等事業費でございます。身体障害者手帳所持者で、身体上の更生のために必要な車椅子や補聴器など補装具の購入、修理、貸与に要する費用を助成し、身体障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るもので、扶助費として給付実績を勘案して予算計上しておりますので、減額となっております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は14ページをご覧ください。次に、療養介護医療費助成事業費ですが、国が定める医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で介護及び日常生活上の支援を受ける医療と介護が常時必要な障害者に対し、療養介護医療費を給付するもので、役務費は備考に記載のとおりです。扶助費は対象者7名分の医療費を計上しております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料15ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費でございます。障害者虐待防止法に基づき、24時間365日、障害者虐待に関わる通報・届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることによって、障害者の権利擁護に資するもので、居室の確保のための費用を委託料として計上しており、直近の虐待通報や届出件数の増を鑑み、委託先を1か所増設し、計2か所とするため、増額としております。歳入の特定財源は下表に記載のとおりです。

タブレット資料は16ページをご覧ください。次に、更生・育成医療費助成事業費ですが、手術等の治療により、障害の除去または軽減に効果が期待できる方に対して、医療費の自己負担を軽減するため、自立支援医療の助成を行うものでございます。更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が対象となり、育成医療は、児童福祉法に規定する18歳未満の障害児が対象でございます。役務費の内容は備考に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は、育成医療の医学的判定業務の負担金でございます。扶助費は自立支援医療費で、主に腎臓機能障害や肝臓機能障害の方でございます。歳入の特定財源は下表に記載のとおりです。

タブレット資料は17ページをご覧ください。相談支援事業費でございます。障害児者やその家族、介護者からの相談に適切に対応できるよう、相談体制を確保することで必要な情報の提供や助言、日常生活上の相談、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業でございます。報酬、職員手当等、共済費は、精神保健福祉士であ

る会計年度任用職員1名分の経費を計上しております。増額理由は備考に記載のとおりです。報償費は寒川町地域自立支援協議会委員15名分の謝礼です。旅費は備考に記載のとおりです。役務費は、町が行う成年後見の審判申立てに要する費用で、裁判所への申立てに必要な事務経費1件分を計上しております。委託料は、障害児者や家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う相談支援事業所の運営委託料と基幹相談支援事業委託料を計上しております。

なお、複雑、複合化した相談が増加傾向にあることから、1件の相談に要する時間が超過傾向にあり、相談自体も継続事案が多く、伴走支援を行っております。そのため、相談の質の向上や相談体制の充実、強化を図ることを目的に、令和8年度中に庁内に新たな相談支援事業所の設置を目指して取り組んでまいります。このことから、委託料の増額を計上しております。障害児者が身近な場所で相談できる相談体制整備を構築することで、障害福祉の充実に取り組んでまいります。

また、発達障害児及びその家族等への支援事業として、町内の保育園や幼稚園への訪問を行うなどして、クラス運営や発達が気になるお子さんに即した支援についての助言を委託相談支援事業所が行ってまいります。扶助費は、成年後見制度利用支援助成費として6件分の後見人等報酬費用を計上しており、増額理由は備考に記載のとおりです。なお、特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は18ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費でございます。聴覚障害者等の社会生活上のコミュニケーションを円滑にするため、福祉課窓口到手話通訳士の設置及び手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、社会参加の促進を図る事業です。報償費は手話通訳者や要約筆記者派遣に伴う謝礼でございます。増額理由は備考に記載のとおりです。需用費の消耗品費の内容は備考に記載のとおりです。役務費は、県聴覚障害者福祉協会へ手話通訳などを依頼した場合の派遣に伴う手数料と、手話通訳時の保険料でございます。負担金、補助及び交付金は、手話通訳者等に対するインフルエンザ予防接種補助金になります。なお、歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は19ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅重度障害児者に対し、日常生活用具を給付することにより、障害者の日常生活の利便を図るもので、役務費は給付決定通知等の郵送料で増額理由は備考に記載のとおりです。扶助費は、ストーマ用装具や紙おむつ及び特殊マット、特殊寝台などの日常生活用具を給付するための費用でございます。なお、歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は20ページをご覧ください。次に、地域活動支援センター機能強化事業費でございます。障害者の地域での生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能充実のための事業でございます。委託料は、地域活動支援センターFの運営を委託するものでございます。次の負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの町民の利用分を負担するための費用でございます。増額理由は備考に記載のとおりです。なお、歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は21ページをご覧ください。就業・就労支援事業費でございます。障害者の職業能力に応じて就労を目指すことを支援する事業で、役務費は、通所交通費助成に関わる郵送料で、増額理由は備考に記載のとおりです。次の負担金、補助及び交付金は、藤沢市辻堂にあります湘南地域就労援助

センターに、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で就労相談員を配置して、障害者の就労支援事業を実施しており、その事業費に対する町負担分になります。負担割合は人口割で案分しており、寒川町は7%を負担しております。増額理由は備考に記載のとおりです。扶助費は、障害者が就労に向けての訓練施設や就労継続型の事業所等に通所した場合の交通費の一部を助成するものでございます。減額理由は備考に記載のとおりです。

タブレット資料は22ページをご覧ください。社会参加支援事業費でございます。障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り社会参加を支援するための事業でございます。委託料は手話奉仕員養成講座の委託料で、増額理由は備考に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は、寒川町福祉団体協議会への補助金でございます。扶助費は福祉タクシー利用助成でございます。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は23ページをご覧ください。在宅障がい者福祉サービス充実事業費でございます。障害者が自立して安心した地域生活が送れるようにすることを目的に、在宅重度障害者のための各種事業費でございます。委託料は、在宅の独り暮らしの重度障害者に対し、希望に応じて緊急通報システムを設置し、24時間体制で緊急時の病気やけが等に迅速に対応する在宅重度障害者緊急通報システム委託料と、行方不明になるおそれがある障害児者をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に関係機関が連携して早期に発見、保護し、家族の不安を和らげるため実施する障害者のためのSOSネットワーク事業委託料を合わせて計上しております。委託料の増額理由は備考に記載のとおりです。続きまして、負担金、補助及び交付金は住宅改造費用の一部を助成する重度障害者住宅設備改良費でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は24ページをご覧ください。地域生活支援拠点充実事業費でございます。障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で障害者の生活を支えるため、複数の支援機関の連携により、障害者の居住支援等を行う地域生活支援拠点事業所を位置づけ、その機能を充実するための事業費でございます。委託料は、保護者や介護者のけが、入院等緊急時の受入れ体制としての居室の確保や支援員の派遣費用でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は25ページをご覧ください。次に、重度障害者等医療費助成事業費でございます。重度障害者等の健康維持や福祉の増進を図るために、重度障害者等の医療費の保険診療分の自己負担額を助成するもので、需用費の消耗品費の内訳は備考に記載のとおりです。次の役務費の内容及び減額理由は備考に記載のとおりです。続きまして、扶助費は県補助事業の重度障害者の対象者のほか、町単独で精神障害者1級の入院費及び中度の知的障害者の方、内部障害の3級の方を対象に医療費の助成をするものですが、直近の医療費の実績を勘案して予算計上しておりますので、前年度より減額となっております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料26ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費でございます。負担金、補助及び交付金は、県及び2市1町、藤沢市、鎌倉市、寒川町の広域連携により、在宅の重度障害者等に24時間365日対応できるよう、短期入所としての拠点事業所を湘南東部障害保健福祉圏域に確保するため、町負担分を人口割と実績割に基づき補助するもので、事業者は藤沢市にあります社

会福祉法人を予定しております。増額理由は備考に記載のとおりです。なお、歳入の特定財源につきましては、表に記載のとおりです。

タブレット資料27ページをご覧ください。続きまして、児童福祉給付事業費でございます。児童福祉法に基づき実施する児童通所支援の給付を行うもので、役務費の内容及び増額理由は備考に記載のとおりです。扶助費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に対して事業者へ支払うものでございます。

詳細につきましては、恐れ入りますが、もう一度、タブレット資料31ページの補足資料2の下段の表をご覧ください。①児童発達支援事業や、②放課後等デイサービスの利用者が増えていることから、利用増を見込み、児童通所に関する扶助費としまして、前年度の利用実績等を勘案して、前年度より3,948万6,000円の増、対前年度比の約12.4%の増となっております。

恐れ入りますが、タブレット資料27ページにお戻りください。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は28ページをご覧ください。令和8年度歳入予算の概要になります。行政財産使用料につきましては、寒川町福祉活動センターにおける行政財産目的外使用として歳入するものでございます。

タブレット資料29ページをご覧ください。令和8年度休止及び廃止等事業は、寒川町障害者福祉計画推進事業費で、記載のとおりです。

最後に、タブレット資料32ページから35ページをご覧ください。補足資料3、令和8年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。この調達方針は、障害者優先調達推進法により毎年調達方針を策定し、公表が求められているものです。寒川町においても、物品等の調達に当たって障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として、調達目標を定めた方針について、予算等を勘案して毎年度作成し、公表しているものでございます。

タブレット資料は33ページをご覧ください。令和8年度の調達目標金額は、各課の予算要求状況や障害者就労施設等の状況を踏まえ、さらに、昨今の物価高騰や障害者の働く場所の確保及び工賃向上を総合的に勘案して、前年度より20万円増額し、320万円以上としております。

また、タブレット資料の34、35ページは、町内の障害者就労施設等が受注できる物品役務等一覧で、調達方針に添付して公表することとしております。

以上で福祉課の所管の予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。ただ、時間がもう11時55分ということですので、質疑については、午後にしたと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【山上委員長】 よろしいですか。それでは、質疑に関しましては、午後にとということにしたいと思います。

再開は13時15分ということにいたします。暫時休憩いたします。

---

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。午前中に、健康福祉部福祉課の説明は

終了しておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

【青木委員】 まず、35分の4ページの民生委員児童委員活動事業費についてお尋ねします。民生委員児童委員活動事業費については、民生委員は地域で身近な相談役として、福祉の面で大切な役割を担っていますと。4年前の話なんですけど、この質問しているんです、4年前に予算のときに。そのときには、欠員ということがあったという4年前の話なんですけど、ありました。そこでまず確認なんですけど、現在の民生委員児童委員の定員は何名で、実際に活動している人数は何名なのか、欠員があるのかを含めて現在の状況を伺います。

2つ目なんですけど、35分の17ページの相談支援事業費についてお尋ねします。この相談支援事業費については、今年度は委託料が増額されており、その理由として相談内容が複雑、複合化し、1件当たりの相談時間が長くなっていることや、継続的に寄り添う伴走支援が増えていること、さらに、町民に新たな相談支援事業所の設置を目指すということが午前中説明がありました。そこで委託料の増額による相談体制の充実強化とは、具体的にどのような体制整備を指しているのかを伺います。

同じく、相談支援事業費の中の成年後見制度についてお尋ねします。認知症や障害などで判断が難しくなった方の財産や権利を守る大切な制度だと、一般質問でも何度か伺っております。今回の予算では成年後見制度利用支援助成費が計上されていますけども、この助成はどのような方を対象にしているのか、また、現在はこの制度をどのぐらいの方が利用しているのかについてお尋ねします。

以上3点です。

【山上委員長】 柏木主査。

【柏木主査】 私からは1つ目のご質問でございます民生委員の現在の委嘱状況につきまして、お答えいたします。民生委員の現在の定数につきましては73名でございます、昨年12月1日に全国の一斉改選が行われました。その結果といたしまして69名の方に委嘱をいたしました。定数に満たない状況でございますので、その後も引き続き候補者の選出に努めまして、現在さらに2名の方を推薦をしている状況であり、現在の予定ですと4月付で委嘱される見込みでございますので、結果としては71名という見込みになる予定でございます。まだ2名の欠員でございますので、引き続き、現任、元民生委員、また自治会さん、ご協力いただきながら、候補者の選出に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

【山上委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、2点目の相談支援事業体制について、委託料の増ということで具体的な充実整備についてのご質問だったかと思えます。先ほどもご説明をさせていただいたとおり、町内に新たに1か所、相談支援事業所、こちらを令和8年度中に1か所設置を目指してまいりたいと考えております。現状、今、寒川の駅前に1か所、それから、北部方面の倉見に1か所、2か所、委託相談支援事業所として設置をしております。障害者の方の居住実績というか、分布を見ても、寒川を南、中、北3地区に分けた場合でも、分布状況というのは大きな差がなくて、満遍なく分布しているという状況です。現状でいきますと南部地域、駅より南側のほうですかね、そちらの部分については、まだ相談

支援事業所という部分では設置が至っていない状況ですので、何分障害者の方ですので、身近な場所で相談ができる体制を整えていく必要があると考えておりますので、その辺は、令和8年度中に1か所目指していきたいという考えでございます。よろしくお願いたします。

それから、2点目の成年後見制度についてですが、まず、この助成の対象者ということですが、こちらには判断能力がなくて、ご本人申立てとかが難しく、町長申立てによる申立てを行った方に対して、成年後見の後見人がついた場合、その方に助成をしていくという制度でございます。この成年後見の助成の件数ですが、今手持ちにある数字としましては、まず令和3年度は2件助成しております。令和4年度は3件、令和5年度は5件、令和6年度は4件、令和7年度、現在までで5件助成しておる状況でございます。

以上になります。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 民生委員のほうは71名と欠員をしていると。4年前もたしか3人かな、3人欠員して、今回1人予定としては今71名ということで、内容は分かりました。ということはこの4年間、常に不足しているような状況だったということなんですかね。やっぱりこの重要な役割を担っているところで、欠員がある場合はやっぱりその理由としてどのように捉えているのかということと、また、担い手を増やすために、これまでどのような取組を今、多分恐らく不足しているのかなとは思いますが、増やすため、少し先ほど説明ありましたが、どのような取組を行っているのかということとをちょっと改めてお尋ねします。

あと、強化するということについては分かりました。なかなか2地区で、3地区入れることによって満遍なくというのが狙いだとは思いますが、そういう点ではやっぱり相談の受けやすさというのが、その1件を増やすことによって支援体制はどのように変わっていくのかということについて考えをお聞かせください。

それと後見人制度、分かりました。これは6件にしているのが、今までの実績からいって最大で5件ということだということで理解しました。ですけど、気になるのが1件当たりどの程度助成しているのか、費用を想定しているのかということについて、お聞かせください。

【山上委員長】 民生児童委員の関係については、取り組んできたではなくて、今後どのように取り組んでいくかということでお話をいただければいいかなと思います。

中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 1点目の民生委員さんの不足の状況でございます。これは3年に一度の一斉更新のたびに、ここ2年、2回ほどは、定員に充足していない状況でございました。この理由というのが、やはりなかなか民生委員さんのお仕事というのが大変だというような、そういう皆さんのそういう印象とか受け取り方が、そういう部分がちょっとあるのかなというところがございまして、これまでもそうですが、今後もそうなんですけど、民生委員さんの負担の軽減という部分は事務局としてもいろいろ考えていかなきゃいけないかなというところで、取り組んではきていますが、今後もより一層そういう民生委員さんの負担軽減というところでは取り組む必要があると考えております。

その負担軽減に当たっては、例えば民生委員さんがいろいろ手続とかで証明とかそういう部分が必要

だよというようなところもあつたりとかするんです。そこは担当課長と担当部署と、いろいろと協議をしながら、なるだけそういう部分を軽減できるようにしたいなというところと、あと住民の方々は民生委員さんってなると、例えばですが、ごみを出してくれるんじゃないかとかという形で、ごみ出しをしてほしいとかというところまで、民生委員さんのちょっとお願いみたいな形で、お話が入ってくるそうなんです、その辺はやはり民生委員さんとしては、そういうことを担っているわけではないということで、きちんとその部分も民生委員さんの役割という部分ですか、そういう部分はこれからはきちんと発信をかけて、そういう誤解というか、部分がないように努めていきたいと考えております。

それからあと、担い手不足は今そういう形で負担軽減というところとかもありますけど、取り組んでいる市町村では、民生委員さんのOBの方とかOGの方のちょっとご協力をいただくとかという協力員制度とかというものも導入されている状況です。ただ、恐らくうちのほうとしましては、欠員はあるんですけど、充足率は全国的に見るとかなり高い状況でいますので、現状は今欠員の場所も、隣接する民生委員さんもしくは地区の民生委員さんがカバーして、フォローしながら対応していただいているという状況です。今後につきましては、この担い手不足を解消するに当たっての協力員制度の部分とかは、民生委員児童委員協議会の役員会等もございますので、それからあと湘南東部でも、そういう民生委員さんの協議会がございます。そういう中でもいろいろと検討していこうと思っておりますので、ちょっと今後、その部分をどういうふうに具体的に担い手不足の部分を補っていけるかというのは具体的に今後も検討していきたいと考えております。

それから2点目、相談支援事業の強化でございます。恐らく相談の受けやすいという支援体制というものは必要であります。今後、充実することによってどうなっていくかということですが、やはり障害のある方というのは、切れ目ない支援というものが必要になってきます。ライフステージごとに様々な課題を抱えながら、生活をしていかなければいけない相談者である、障害者であったりご家族であったりという形になります。特に、親亡き後という部分も大きな問題になっておりますので、この相談支援事業所が新たに1か所設置がされることによって、きめ細やかな相談体制にも対応できると思えますし、1人でも多くの方が、マンパワーのやっぱり問題がありますので、相談支援専門員を確保することによって、相談が受ける体制として充実していければと考えております。

それから後見人の制度ということで、こちらにつきましては、実施要綱を町のほうでは定めております。こちらは在宅の方です。こちらにつきましては、月1万8,000円という助成額で助成をするという形になっております。助成に当たっては、基本的には家庭裁判所のほうで審判を受けて、その方が報酬が必要であるということで、審判を受けられた方に対して、町のほうで要綱で定めている金額をお支払いしているという形になっております。

以上になります。

**【山上委員長】** 青木委員。

**【青木委員】** 分かりました。1つ目の民生委員のことです。いろいろなやっぱり負担軽減に取り組んでいくということと、充足率は高いと、全国的に見ても。ただただ、それが高いからということで100%ではないから、そのところを努力していかなきゃいけないということで、あと、そういうことなんです、住民のごみ出しの仕事であつてそういうような気もということで、その辺のところをはっ

きりと周知するような手だてを講じてもらえれば、その辺のところをちょっと最後お聞きすると、あと、基本的に相談が受けやすい、そういうような相談体制が非常にやはり大変大切だと思うんです。やっぱり事前にそういう障害者の方なんかいろいろと相談できる体制を強化するというのがやっぱり非常に大切だと。そこはやっぱり入り口になりますから、そこは取り組んでいただきたいということを、これは要望的なあれですので、よろしいです。

あと後見人制度です。後見人制度は、いろいろと今おっしゃっていましたが、やはりこの助成制度をこれから高齢化も、障害者の方も高齢化がやっぱり進んできていろいろとその制度についての需要というのも増えてくると思うんです。この助成制度が必要な方にやっぱりきちんと届くように、町としては、今後どのようにこの周知や相談体制の充実を図っていくのかということについて最後お聞きします。

【山上委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の民生委員さんの負担軽減に取り組むということで、民生委員さんにまず、そもそも民生委員さんというものはどういうものなんだということを民生委員さん以外に、町民の方にしっかりその辺は周知をしていく必要があるということで、基本的には、大体広報に民生委員さんの強化月間というのが5月にございますので、大体特集を組んで、民生委員さんとはというような形で、地域でこういう活動をしていますという形の部分とか、地域の民生委員さんのお名前とかを載せさせていただいて、周知をさせていただいているところをございますので、今後も引き続き、周知に徹底してまいりたいと考えております。

それから3点目の後見制度の関係でございます。これちょうど、令和7年度の、ちょっと広報の記載月はちょっと記憶にないんですけど、ミニ記事として、後見制度とはそもそもどういうものなのかというようなこととかを今回、福祉課もそうですし、高齢介護課さんも連名な形で、そういうミニ記事で掲載をさせていただいておりますので、今後もそういう機会を捉えて、定期的に皆さんに発信をしていきたいと考えております。

以上になります。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 2点お伺いします。まず、35分の22ページ、社会参加のための福祉タクシーの助成なんですけども、まずはこれ、利用対象者数と件数、1人当たりの1回500円だと思うんですけど、上限回数がどれぐらいなのかというのをまずお伺いします。

それと、35分の23～24ページのところも同じなんですけども、実績を見込んだ上でのそれぞれ減ということなんですけど、それぞれに対象者数が減ったのか、利用の対象者数がそもそも減ったのか。それとも、いろんな制度の使いやすさ、あるいは使いにくさがあるのかどうなのか、別のサポート体制のほうを使いやすいとか、何か理由があるのかどうなのか、以上2点ちょっとお伺いします。

【山上委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 すみません、1点目の福祉タクシーについてでございます。こちらの対象者数につきましては、恐れ入ります、ちょっと手持ちに対象者数の人数まではないんですが、まず、重度の視

覚の障害の方だったりとか、重度の下肢の障害者の方を対象にしております。ですので、ちょっと前の記憶で申し訳ないんですけど、大体ごめんなさい、ちょっとそこは人数今計算させてもらいます。失礼します。それでタクシーの関係では、1回につき500円をこれを月に4枚最大で交付させていただいている状況でございます。交付の状況でございますが、令和5年度では1,776枚交付をさせていただいているうち、使用が1,178枚でございました。使用率が66.0%です。令和6年度につきましては1,660枚交付をさせていただいて、986枚の使用がありました。使用率としては59.0%という形になっています。

町においては、この福祉タクシーを配布するに至っての主旨といたしましては、福祉タクシーの運賃の一部の助成をすることによって、障害者の方の社会参加、それから生活圏の拡大を促進して、障害福祉の増進を図ることを目的に実施しております。そのため、利用機会の確保の観点から、使用枚数の制限を1回につき1枚ですので、月に最大4回という形で、社会参加で外出の支援とか外出の機会を提供させていただいているというのが現状でございます。ですので、経済的な負担の軽減という部分ではなくて、あくまでも障害者の方の社会参加を促進するという名目で実施をさせていただいております。

対象者の人数でございます。380人が対象者の人数でそのうち、令和5年度、先ほど申し上げました、使用率に対して41名がご利用いただいております。それから令和6年も39名の方がご利用いただいているという現状でございます。ですので、経済的な負担の観点だけではなくて、経済的な負担の観点となりますと手帳の提示によってはタクシーや、公共交通機関の運賃制度の割引というものも適用になりますので、利用者の方々の利用実態に応じた制度を選択していただくことが望ましいと考えております。町といたしましては、制度の趣旨をしっかりとご説明いたしまして、ご理解いただくように、そして、利用者の方には1回でも多く参加、社会参加や外出の機会を創出していただけるように努めてまいりたいと考えております。

次の2点目の、すみません、ちょっと私が質問の解釈が違っていたら大変申し訳ないんですが、SOSの事業と、地域拠点の事業が実績に基づいての減ということでの、その辺の内容ということでよろしかったでしょうか。申し訳ありません。SOSにつきましては、現在これ登録制ですので、18名の方が登録をさせていただいている状況です。これ実際に、例えばそういうふうに行方不明になった方を保護した場合に、一時保護という形に至った場合は、場所の、一時保護をさせていただいてそれにかかる費用、そちらを委託料から支出させていただいている状況なんですけど、ここ幸いなことに一度もそういうことがなくて、実績に応じての減という形になっておりますので、これは本当にそういうことが起こってしまえば、きちんとこちらとしても予算の措置をさせていただいて対応していくつもりでおります。

それから地域拠点につきましても、これ現在登録が6名いらっしゃいます。これ、令和4年度には1回だけ実績がありまして、夜間にお母様が緊急に入院されてしまって、お子さんである障害者の方を引取りをさせていただいて、夜間から夕方ぐらいまで約1日弱なんですけど、24時間以内だったんですけど、お預かりをさせていただいて、その辺の対応に至った委託料という形では支出はさせてもらっているんですが、その後は、おかげさまでそういう緊急の事態ということがやはり発生はしてないものですので、その辺も含めてちょっと実績に応じた減という形を取らせていただいております。

以上になります。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 まず、2点目については、実情が分かりましたので結構です。1点目についてなんですけど、380人の対象者がいると。66%、59%と使われていると言うんですけども、実際使っている人が41名あるいは39名ということで、使用率はそこそこ高いんですけど、使ってられる方の人数が380人に比して、ちょっと固定、常連さんみたいになっちゃっているという感じがするんです。ということはもう少しほかの人にも使っていただけるような、制度設計というと大げさになっちゃいますから、例えば500円をもうちょっと、だからワンメーターだと多分支払い容認価格じゃないけど、高くなっちゃうから、使用控えしちやっているのか、例えば1,500円とか1回出すと。だから、700円とか800円とかそうなる経済支援ではないからというお話もあったんで、その辺の限界は承知はしているところなんですけど、その辺の見直しというか、バランスですよ、経済指標ではない、しかしながら、社会参加への機会創出というのも防がなきゃいけないといった中で考え方というのを最後にちょっとお伺いしたいんですけど。

【山上委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 ご意見ありがとうございます。こちらやはり500円の金額については、これまでも他市町村近隣全てちょっとこちらのほうでも把握をさせていただいている中で、ほぼほぼやはり500円という現状でございます。タクシーの初乗り料金が今500円でちょっと今後距離が少し縮小されて、実質に値上げという形にはなっていくのかなということが想定されますが、取りあえず、この近隣で本当に茅ヶ崎も藤沢も寒川もなんですけど、500円もしくは400円にして枚数を増やしているというような形で、大きな差がないという現状でございます。ですので、ちょっと今後については、この辺近隣も含めて、推移というものを注視させていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 はい、すみません、1点だけちょっと聞き漏らしたかもしれないので、お聞かせいただきたいんですが、35分の11ページ、委託料です。前年比で157万2,000円上がっています。障害者福祉計画策定支援業務委託料なんですけど、これ上がった理由をちょっとすみません、聞き漏らしたらあれなんですけど、教えていただけますでしょうか。

【山上委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 こちらは、法定計画である障害者福祉計画が策定年次になります。そのための委託料を前までは事業費を別に定めさせていただいてたんですけど、この辺は全庁的に統一をさせていただいて、事務経費のここに加わらせていただいています。

それとあとこの前年度171万6,000円の委託料というものは、これはもう令和8年度からは必要なくなってしまうんですけど、障害福祉計画のシステムを保守点検委託料というものを設けておりました。ただ、今年の2月からですか、国の標準化システムのほうに全部移管、移行されましたので、その保守点検委託については、庁内で大変申し訳ないんですが、全庁的にデジタル推進課のほうで、その部分を保守点検の委託料という形で計上していただけることになっておりますので、その部分の今回増減というか、経緯となっております。よろしく願いいたします。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 大きくは2点になるかと思えます。まず、額が少ないところで申し訳ないんですが、6ページの避難行動要支援者の部分です。これは事務に関わる返信用封筒600枚購入しますよと書いてありますけど、この600通の根拠というのがどういうものなのか。まずはお知らせをいただきたいと思えます。その後は次の質問で聞きますので、それから、27ページというよりもどこで聞いたほうがいいのか、31ページで聞いたほうが分かりやすいのかな。児童の通所支援です。これは今年度については、児童発達支援については100名と。来年度については105名と増加する想定を持っております。それから放課後等デイサービスについても、今年度については135名、来年度の見込みとしては149名としています。出生率が減って子どもの数も減っていく中で、こういった幼児期、それから小学校時期ですか、こういったところで支援が必要な子どもたちの数が増えるというふうな見込みを持っているのかどうか。それについてお答えをいただきたいのと、今後の来年度含めて来年度以降の見込みとして、担当課としてどう捉えているのか。

それからこの分野については、早期発見、早期治療、早期支援につなげていくということが基本的な考え方になると思えますけれども、発見から支援につないでいく間には、行政機関として認定をしなきゃいけないんですよ、その認定をする際のこれまでもう様々取り組んできていただいていると思えますけれども、今後何かさらに留意する点とかがあるのかどうかです。その辺についてお答えいただけますか。

【山上委員長】 柏木主査。

【柏木主査】 私からは1点目のご質問にございました、避難行動要支援者支援事業費における600枚の根拠でございますが、近年対象者としている方々が非常に増えてきている状況でございます。本年につきましても、400名を超える新規の対象者がいらっしゃいまして、年々増えてきている。私どものほうで対象としている幾つか区分がございます、そのうちその中でも、75歳以上の独り暮らしの高齢者という区分がやはり少子高齢化の波に乗りまして、非常に数が増えてきているという状況がございますので、その増加の傾向を見て、次年度につきましても、600名で予算計上しているという理由になります。

以上です。

【山上委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、2点目の児童通所放課後等デイサービスに関して、人口減少の中で、今後も増えていくのかというような、その辺担当課としての見込みというか、考え方というご質問だったかと思えます。委員おっしゃるとおり、やはり人口は減少していくものの、一方で、児童発達支援だったり、放課後等デイサービスを利用するお子さんという形ものは顕著に増えてきていると、こちらとしても認識しております。

ちょっと言い方が申し訳ないんですが、法整備と支援の手を広げたということの結果として、発達障害という枠に当てはまるお子さんというのが、やはり顕著に増えてきているのかなということで、こちらにつきましても、当然また次期の福祉計画を計画していく中でも、その辺の見込み量というものを

していきたいと考えておりますが、恐らく、このままちょっと増加傾向にあるのかなというのが印象でございます。

それから2点目、早期療育というものはおっしゃるとおり早くに、早期に療育につなげていくことが、2次障害の軽減にもつながるといってございまして、福祉課といたしましても、その辺のご相談があれば、適宜対応させていただいていますし、午前中、子育てさんのほうの絡みでもご質問があったかと思うんですが、やはり子育てさんのほうにそういうお話なり、健診時のときにそういうところでキャッチをされるというところで、そこからこちらのほうにご相談をいただいたりとかしておりますので、今までどおりその辺は綿密な連携を取って、早期に必要なサービスの必要な支援量という量の部分も含めてなんですが、対応していこうと思っております。

あともう1点ちょっとご質問からずれてしまうかもしれないんですけど、うちのほうの自立支援協議会の中の部会で、そのお子さんが横との連携が必要だという形で、保育園を利用されている方も児童発達支援事業を利用されたりとかという形がありますので、横とのつながりを明確にするために、支援シートという、引継ぎシートというものを作成させていただいて、これを運用を令和7年から運用してきております。ちょうどこの間、その運用の実態を把握するのと同時に勉強会というものを開催させていただきました。その中でやはり保育園さんのほうだったりとか、児童発達支援事業さんと、それぞれの関係機関また福祉課もそうですし、必要に応じて子育てさんのほうにもお声をかけさせていただいておりますので、その辺の中でもいろいろな情報を共有させていただきながら、今後も、早期療育のほうにつないでいけるように、取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、災害時の要支援者の件です。来年度600通とした根拠としては、やはり独居の高齢者がこれまで以上に増えていくよと。要支援者の把握については、行政がやることになっていますよね。当然、返信してきてくださる方はよろしいかと思いますが、そうでない方も中にはいらっしゃるだろうというふうに思いますが、その方はもしかしたら、支援を必要としないよという自らの判断でやっているのかもしれませんが、そこはなかなか解消が難しいところだと思いますが、この上がってきた情報が多分毎年変わるといいます。それぞれの方の状況というのが、そうした場合、毎年毎年このデータベースというのが更新されているのかどうかということですよ。

それから、データが先ほどの説明の中でも、自治会とか、それから民生委員さんにも情報共有がされますというお話でした。多分自治会のほうでは、この地域にこういう方がいらっしゃるよということをもまずは承知しておいてくださいというところに、とどめていらっしゃるのかなと思うんです。それ以上のことは、なかなか行政からも求められないというのが現状だと思うんです。ただ例えば、多分しっかりとしたと言っちゃいけない、それぞれの自治会さんでその名簿が回ってきた際に、ある程度そのご家庭に訪問したりして、現状変わらないうるかというようなことをやっていただいているところもあると思うんです。そこで、もし情報が以前と違っていた場合、そのタイミングでもって情報が更新されるのかどうか、その辺についてちょっと確認をさせてください。

それから、児童の通所支援の部分、これから人口が減り、子どもの数も減っていくけれども、やっぱ

り法整備等の関係もありつつ、支援の必要となるお子さんは増えていくだろうという想定をされているということでした。いろんな文献見てもそういうデータが出ているというのは事実かなと思うんですけども、それを考えたときに、今のこの町内の事業所の充足の程度というものを担当課としてどう捉えているのかどうかということと、これ、すみません、私の個人的な考えかもしれませんが、お子さんを預ける際には、できるだけ近いところがいいだろうなというふうに考えるわけなんですけど、寒川のその事業所が人数に対して充足されてないとすると、いやが応なしに町外の事業所を利用せざるを得ないというケースもあるのかなと思うんですけども、そういう状況が生まれているのかどうかということと、それに対して町として、来年度、何か寒川町内の事業所を希望しているけども、なかなかいっぱい入れなくて、町外の事業所を利用されている方がかもしいたとした場合、その方たちに対する対応というのは、令和8年度、何か考えられていることがあるのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

【山上委員長】 柏木主査。

【柏木主査】 1点目の避難行動要支援者の方々の情報更新につきましてですが、毎年先ほど説明申し上げた5月頃に、避難支援等関係者の皆様に名簿並びに個別支援プランというそういった方から情報を提供するわけなんですけれども、その際直近で、お亡くなりになられた方ですとか、ご転出された方につきましては、当然のことながら私どもで把握できる情報ですので、その辺は加除修正をした上で、ご提供差し上げているということと、提供者のほうで、避難支援等関係者のほうで独自に得られた訪問時に入手した情報は、私どものほうに、役場のほうに情報提供いただければ、ご本人側に、対象者側に確認をした上で、情報の更新を適宜している状況でございます。毎年5月になりましたら、新たな情報を提供させていただいているという状況でございます。また、未返信の方につきましても、3年に一度の再勧奨ということで、その後どうですかと、ご登録いかがでしょうかというようなご案内はさせていただいている状況にあります。

以上です。

【山上委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 2点目の児童通所、児童発達、放課後等デイサービスの関係で、町内の充足度ということですが、以前に比べれば大分お子さんの事業関係って増えております。

児童発達では現在3か所、それから放課後等デイサービスでは、7か所に昨年の12月に2事業所が加わっているという形で、9か所という形になっております。この事業に関してなんですけど、委員がおっしゃるとおり、町内で近くの場所で通いたいというお母さん方というのも大半だとは思いますが。ただし、この事業所によってはいろいろな特性がございます。学習を支援をしているところだったり、運動系をしているところだったりというところで、そうなりますと契約は民民の契約になってしまいますので、お母様とお子様の状況に応じた事業所を選択していただいて、そのお子さんに即した支援を受けていただけるというのが、逆に言えばこの民民のいいところなのかなというところがございますので、町といたしましても、先ほど言いましたように対象者が増えるだろうということですので、今後も、その事業所が充足しているとは思っておりませんので、そういう民間参入によって、少しでもお母様方の選択肢が広がるということはよいことではないかと考えておりますので、事業所の介入のご相談とかよくいた

だくんですけど、その際には町の状況をお伝えして、事業者さんにも、参入していただけるようにご検討いただくように働きかけはしてまいりたいと考えております。

それから、それに対しての町の直接的な支援という形では、今申し上げたとおりのご回答なんですけど、それに加えて昨今この物価高騰とかもありますので、事業支援という形では、今年度先ほど3月のときに補正予算でも議決をいただきましたが、事業所に対する事業支援の給付金という形で給付をさせていただいているという形になりますので、今ちょうどその準備、事務を進めておりますので、町内の事業所さんには、経営上安定した経営で、持続的な経営をしていただくような支援に取り組んでいるところでございます。

以上になります。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で健康福祉部福祉課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部高齢介護課の審査に入ります。まず、一般会計について執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 引き続き、高齢介護課所管分でございます。説明につきましては、三橋高齢介護課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の令和8年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、高齢介護課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は、2ページをご覧ください。高齢者社会活動推進事業費の負担金、補助及び交付金は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営費補助金と、県シルバー人材センター協議会の負担金でございます。

3ページをご覧ください。敬老事業費は、敬老金とその支給のための事業費でございます。需用費、役務費の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりです。扶助費は、敬老金の商品券購入費です。増の理由は、対象者増のためです。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費は、町シニアクラブ連合会への補助金、寒川町高齢者運転免許自主返納等支援事業等の事業費でございます。需用費、役務費の増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。負担金、補助及び交付金は、町シニアクラブ

連合会への補助金で、増の理由は、補助事業の増のためです。扶助費は、高齢者運転免許自主返納等支援事業の助成金でございます。続きまして、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

5ページをご覧ください。旧措置者等利用者負担額軽減事業費は、介護保険制度導入時、措置制度に比べ、低所得者の利用者負担が増加するなど、制度上の利用者負担の軽減策と合わせて重層的に支援する仕組みとして、低所得者への軽減措置を講じているものでございます。役務費の主な内容は備考欄記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は、社会福祉法人等の利用者の負担に対する減免負担金、扶助費は、ホームヘルプサービスを利用した場合の軽減措置です。こちらは科目設定上の金額としております。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。役務費の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料はふれあいセンターの管理運営委託料です。工事請負費は、蛍光灯の製造、輸出入が2027年度までに廃止されるに伴うLED化の工事实施によるもので、新規予算のため皆増となっております。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費の委託料は、日常生活の維持支援等のための5つの事業、独り暮らし老人緊急通報システム事業は、独り暮らし高齢者等の緊急事態に対し、迅速な救援体制が取れるように機器を貸与するもの。寝たきり老人等個別じん芥収集事業は、寝たきりの高齢者などで、家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な世帯に対し、家庭ごみを集積所まで運搬するとともに、安否確認等を行う事業。独り暮らし老人等給食サービス事業は、おおむね65歳以上の独り暮らしの方や食事の支度が困難な高齢者世帯、日中独居の方などに栄養バランスを考慮した昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に安否確認を行う事業。4、寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は、在宅で常時紙おむつが必要とされている高齢者の方を介護している世帯に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業です。5、生活管理指導短期宿泊事業は、身体的に自立できる高齢者ではあるものの、一時的に擁護する必要がある方に対し、老後老人ホームでの短期間の宿泊を提供することにより、日常生活を支援することを目的としたものです。増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。湘南広域社会福祉協会負担事業費は、養護老人ホーム湘風園の再整備における2市1町の負担金のうちの町負担金でございます。増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。なお、予算書6ページ、第2表債務負担行為ですが、養護老人ホーム湘風園借入償還負担金につきましては、令和8年度から28年度までの期間を債務負担行為とするものでございます。

9ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費でございます。役務費の主な内容、扶助費の増減理由等は、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

10ページをご覧ください。老人福祉事務経費の旅費は、担当会議などに出席するための普通旅費です。増減理由等は備考欄記載のとおりです。委託料は、令和9年度から3か年を対象とした、次期、第10次

寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定の基礎資料を得るため、令和8年度に実施した65歳以上の方を対象にした生活状況ニーズ調査や、55歳から64歳の方が対象のセカンドライフ予備軍調査の結果等を集約分析するための委託です。

次に、11ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費は、公共施設再編計画に基づき、寒川町ふれあいセンターの維持管理及び修繕を実施する事業です。増減理由等は、備考欄記載のとおりです。

12ページをご覧ください。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費は、高齢者の通いの場などにおいてフレイルチェックやフレイル予防についての啓発活動及び健康相談を実施する事業でございます。需用費の消耗品費は、通いの場で使用する消耗品の購入費です。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

13ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費及び地域支援事業に対する法定負担分等を一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出金として支出するものです。介護給付費及び介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、介護保険担当職員の人件費及び運営事務経費等並びに低所得者保険料軽減分がございます。増の理由は備考欄のとおりです。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

14ページをご覧ください。歳入の一般財源分となります。

以上、高齢介護課所管の令和8年度一般会計、民生費、社会福祉費、老人福祉費のご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。佐藤委員。

【佐藤委員】 1点だけなんですけど、15分の4ページのところの高齢者生きがいつくり等支援事業費の中で、負担金、補助及び交付金が補助事業が増えたためという説明を受けたんですけど、これ何の補助事業が増えたのか具体的に教えてください。

【山上委員長】 山田主査。

【山田主査】 シニアクラブ補助金の補助事業増について回答させていただきます。こちらにつきましては、令和7年度におきまして、シニアクラブ連合会の中に単位クラブ、いわゆる活動クラブというのが増えまして、それに伴うクラブの活動の助成費と、あと今その活動をさらに進めていくために、会員増を目的とした全戸配布に対する広告費等々についての補助としての事業増となっております。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 2件あります。まず、15分の6ページなんですけど、LED工事ということで、照明をLEDにすると。まず最初の質問なんですけど、年間の電気代の削減効果は幾らぐらい見込んでいるんでしょうか。

次に、15分の13ページなんですけども、この事業にかかる2,000万近く増えているんです。実は人口に対する高齢者数の比率って、令和3年から令和7年まで27%台で平均的に推移して増えてないんですよ、だと思っんですけども、この変更がないのに、2,000万増えているというのは、これは介護にか

かる介護士とかの件費増とか何か要因があるのでしょうか。その2点お伺いします。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、LEDのことなんですけども、すみません、具体的な削減効果とかの数字は持ち合わせておりません、すみません。ただ現在のところ、既存の照明器具とかに重大な不具合もないんですが、この予算化により省エネ効果ですとか、メンテナンスコストの削減というメリットを早期に享受できますように、着実に準備を進めてまいりたいと思っています。可能な限り早期の着工に向けた検討も並行して行っていく所存でございます。

以上です。

【山上委員長】 秋庭主幹。

【秋庭主幹】 介護保険事業特別会計の繰り出し分の関係でなんですが、こちらには、介護給付費分や介護予防事業分、包括支援センター等の事業費が法定割合分と運営事務費、職員経費などは、ここからの繰出金となりますので、給付費だけではなく、そういう事務費や法定割合分の一般会計から繰り出されるものが入った金額となっております。

以上になります。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 2点目は分かりました。1点目もちょっと今分からないということなんで、今後でいいんです。投資回収期間も、当然出ると思うんで、その辺も併せて整理しておいてください。要望で結構です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 詳細の説明資料でいくと7ページになります。高齢者の見守りについて伺いますけれども、昨年6月20日に、厚生労働省のほうから介護保険の最新情報として情報提供がされたというふうに伺っております。内容につきましては、見守り用のICT機器や民間事業者地域住民等とのつながりを活用しながら、高齢者見守り地域ネットワークをアップデートするための基本的な考え方を解説した地域高齢者見守りつながり力増強プロジェクトハンドブックが作成されました。

各自自治体におかれましては、高齢者の見守り支援のためのハンドブックをご活用いただくとともに、地域包括センターをはじめとした関係者への周知にご協力いただきますようお願いいたしますというような内容、要約すると内容であったかと思いますが、来年度高齢者の見守りに対して、事業としては予算化されていないようなので、特段新しいことはないのかなと思うんですけども、来年度何か検討とか、それから調査研究をする予定があるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

先進事例等を見ますと、例えば水道ですとか電気、ガス、こういったものの使い方をAIでしっかりと判断をして、ふだんと違う使われ方、要は使われなくなった時点で自動的に緊急通報がされ、見守りが必要な高齢者のところに担当者がすぐに出向くといったようなのが最新式なのかなと思うんですけども、このような方法の調査や研究、また、導入に向けた検討などをされる予定があるのかどうか、見解をお聞かせください。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 ありがとうございます。まず、今言われてた民間サービスだと思うんですけど、警備会社ですとか運輸会社とか、そういったところの見守り事業を行う。あと電球のついたり消えたりとか、そういったことを行政の事業と異なる先進事業というんですか、そういったものもあると承知しています。今後はこういったものを利用者の方に、どういうものがふさわしいかというか、行政が自力で安心を確保するのが難しい人を誰一人取り残さないように研究は進めてまいりたいと思っています。

以上です。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今課長からご答弁あったんですけども、これ、先進的に進めている自治体は、各市町村がそのシステムを入れているということだと思うんです。だから、今後はそういう方向にいくんだと思うんです、当然。要はなぜかという、独居の高齢者の孤独死ですとか、それから通報システム、うちは使っていますけども、実際に本当に動けなくなって通報できるのかという問題で、本当に守り切れますかというような、そういった事例が多分全国で問題視されている中で、いろんな民間企業さんがICT等を使って新たなこのサービス展開をしている中で、それを行政が導入するかどうかという段階に来ているんだと思うんです。そこには当然、各行政の財政の状況ですとか費用対効果を考慮しながらということになるかと思えますけれども、各個人やご家族がその負担をして、サービスをその個人で入れるというよりは、ある程度の負担はあるけれども、行政としてこのシステムを導入するので利用しませんかという方向に、今全国的にはなっているのかなというふうに思うので、サービスのご案内にとどまらないのかなと私は思うんですが、もう1回もし見解あればお答えいただければと思います。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 委員のご指摘のとおり、まず、利用者の方の声というのは一番大事だと思うんです。日々の業務を通じて、現場の声の把握には努めておるところなんですけども、今後事業のより効果的な運用ができるように、ケアマネさんですとか、そういった方を通じて間接的な意見聴取ですとか意向、そういったことも実施して検討してまいりたいと思っております。

以上です。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 4ページの高齢者生きがいがづくり等支援事業費についてお尋ねします。資料を見ると、昨年度はヒアリングフレイルの対応スピーカーの備品購入ということが去年あったんですけども、今年度は備品購入の予算が計上されていない、この消耗品のところですか。このヒアリング対応のスピーカーというのは、今回購入しないのはやっぱり十分足りているから、今回は購入しないというようなそういう見解なんですか。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 昨年度、関連するイベント等でヒアリングフレイルのアプリを使って、簡易的な耳の聞こえのチェックを行うということで、スピーカー購入させていただきました。今のところはその1台で足りているということで、今年度は特に購入は考えておりません。予算計上はしておりませ

ん。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 1台で十分に足りているという根拠というんですかね、その辺のところの状況というのが、その辺のところをちょっとお聞かせください。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 実際、役場の窓口ですとか、そういったところで利用しようと思っているんですけど、なかなかそういう方、使う方は実際あまりなくて、今後、各種、我々の課のイベント等でそういったものを使って、積極的に周知につなげようと思っております。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 積極的にやっていくということなんですけど、もう少し具体的に、やはりこのスピーカーを増やしてその利便性を図ることが町民の皆さんのためになると思うんですよね。なので1台、それ、十分なのかどうかというのが、そのアプリを入れたりしなきゃいけないとかってそういう不便さがあるって、利用しやすい、しにくいのかとかって、その辺の分析をどう見ているのかと、どうそこにつなげていくのか、利便性を図って、ヒアリングフレイルスピーカーを拡充していくかということについての考えを聞かせてください。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 このアプリ、こちらは、聴力は少し気になっているけども、医療機関の受診に至らない方に向けたアプリとなっているんですけども、あくまでもこの簡易的な耳の聞こえをチェックするものです。これを利用して聴覚機能の衰えを早めに、早期に発見してもらって、ヒアリングフレイルの周知にはつなげようと思っております。ただ、これは診断用の聴力検査ではないので、ふだんの会話でもよく聞こえない音とか心配がある場合は、詳細な聴力検査をやらしてもらえ、耳鼻科医師とかの相談が必要だと促すということを行ったりしています。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで一般会計に関する質疑を打ち切ります。

続いて、特別会計について、執行部の説明を求めます。

三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 続きまして、令和8年度介護保険事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料によりご説明させていただきます。

それでは、タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費でございます。主な内容は備考欄記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に関する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

3ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業を円滑かつ適正に行うために

必要な事務経費でございます。報酬、旅費、需用費及び役務費の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、介護保険システム改修等、使用料及び賃借料は介護保険システムの借上料、負担金、補助及び交付金は介護保険システム利用の負担金です。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

4ページをご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収事務に要する経費でございます。需用費及び役務費の主な内容、増減理由等につきましては備考欄記載のとおりでございます。委託料はコンビニ等収納代行委託料、モバイルクレジット、収納代行委託料、納入通知書封入封緘委託料でございます。増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

5ページをご覧ください。介護認定審査会経費は介護認定審査会の開催に伴う事務経費でございます。報酬及び報償費、旅費、需用費、役務費の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

6ページをご覧ください。認定調査と経費は、介護認定調査等に関わる事務経費でございます。報酬及び職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりです。委託料は、遠隔地における認定調査実施や受託法人への認定調査の経費でございます。使用料及び賃借料は、認定調査時に使用する駐車場使用料や道路通行料です。主な内容、増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

7ページをご覧ください。介護サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要介護認定をされた被保険者が介護サービスを利用された場合に介護保険給付を行うものでございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

8ページをご覧ください。介護予防サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援認定をされた被保険者が訪問介護、通所介護以外の介護予防サービスを利用された場合に、介護保険給付を行うものでございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、9ページをご覧ください。審査支払手数料の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、10ページをご覧ください。高額介護サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要介護認定をされた被保険者について、同一月の利用者負担の合計額が一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、11ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援認定をされた被保険者について、同一月の利用者負担の合計額が一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対す

る特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、12ページをご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要介護者がいる世帯内で、医療及び介護保険の両制度における1年間の自己負担の合計額が高額となった場合、一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、13ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援者がいる世帯内で、医療及び介護保険の両制度における1年間の自己負担の合計額が高額となった場合、一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、14ページをご覧ください。介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者と厚労省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が、訪問介護と通所介護を利用された場合に給付されるものでございます。委託料は、要支援者などを対象に家事などの生活援助を提供する事業、訪問型サービスへの事業費、負担金、補助及び交付金は、要支援者のための訪問型と通所型のサービス、介護予防・生活支援サービス事業を行う事業でございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、15ページをご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の委託料は要支援者と厚労省の基本チェックリストを活用して、事業対象となった方が訪問介護と通所介護を利用された場合のケアマネジメントの費用でございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、16ページをご覧ください。介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化改善並びに社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業実施費用でございます。会場で体を動かす元気はっけん広場や、地域の集いの場などに、介護予防の専門知識を持った講師を派遣して取り組む介護予防講師派遣事業、自発的な奉仕活動を通じ、高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援するためのシニアげんきポイント事業、高齢者スポーツ大会、また、介護予防、認知症予防に向けた取組として、eスポーツ事業を実施しております。報償費の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。委託料の増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。負担金、補助及び交付金は、介護予防ポイント事業に係る行政ポイント負担金でございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、17ページをご覧ください。地域包括支援センター事業費の委託料は、高齢者の総合相談、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための費用でございます。なお、令和8年度から、北部地区ふれあいセンターに常設の相談室を新設することで、町内、南中北という地域での相談体制を確立し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利便性の向上を図ってまいります。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

18ページをご覧ください。任意事業費は、町内の介護施設の利用者の不安や疑問などを聞き、介護サービス提供事業者と町との橋渡し役を務める介護相談員の派遣、成年後見制度の利用支援、家族介護教室や認知症サポーター養成講座等の事業実施費用、認知症高齢者行方不明SOSネットワーク事業でございます。報償費及び旅費、需用費、役務費の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。委託料は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワークの委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページに掲載している「これって認知症？」という認知症チェックサイトの提供に伴う使用料、扶助費は、成年後見人への報酬の支払いが困難な方に対して、費用の補助を行う成年後見人等への報酬扶助でございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、19ページをご覧ください。在宅医療・介護連携推進事業費の負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎市と共同し、医療と介護の両方の援助が必要な人のために、包括的に支援できるような仕組みを検討する在宅医療・介護連携推進事業を実施しております。医療職と介護職を合わせた多職種研修などを開催する事業実施費用でございます。増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、20ページをご覧ください。生活支援体制整備事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していただくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて、地域の実情に即した基盤整備を図るために、基盤整備推進会議を開催するとともに、この推進役として、生活支援コーディネーターを配置するための事業実施費用でございます。報償費の増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。委託料は、町社協に委託して生活支援コーディネーターを配置するものでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、21ページをご覧ください。認知症総合支援事業費は、認知症状のある人ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるように、専門医や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや、認知症地域支援推進員による活動を通じて、本人や家族の支援をする事業実施費用でございます。報償費の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。委託料は町社協に委託して、認知症支援推進員1名を配置するもので、増減理由は昇給に伴うものでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

続いて22ページをご覧ください。地域ケア会議推進事業費、報償費の主な内容は備考欄に記載のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、23ページをご覧ください。審査支払手数料の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄のとおりでございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

続きまして、24ページをご覧ください。高額介護予防サービス費相当事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援の方と事業対象の方で訪問介護と通所介護の2つのサービス費の自己負担が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて、利用者負担の軽減を図る事業実施費用でございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、25ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援の方と事業対象の方の医療保険と訪問介護と通所介護の2つのサービス費の介護保険の自己負担合計額が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担段階区分に応じて、利用者の負担軽減を図る実施事業でございます。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

26ページをご覧ください。介護給付費等準備基金積立金の積立金は、前年度介護給付費の事業費確定による介護保険料収入額及び基金繰入金の充当残額を翌年度に繰り越して、介護給付費準備基金に積立てを行い、介護給付費急増等に備えることにより、介護保険事業の安定的な運営を行うもので、科目設定のための金額となっております。特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、27ページをご覧ください。一時借入金利子の償還金、利子及び割引料は、運営資金に不足が生じた場合に、金融機関から一時借入れを行った際の利子を払うためのものです。科目設定上の金額としております。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、28ページをご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の償還金、利子及び割引料は、資格喪失等による保険料の還付金で、主な原因としては死亡、転出等によるものです。続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

次に、29ページをご覧ください。介護給付費過年度分返還金の償還金、利子及び割引料は、国・県支出金等の余剰金を返還するためのもので、金額は科目設定上のものです。

次に、30ページをご覧ください。予備費は、介護保険事業の事務費等に対応する予備費です。続きましては、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなります。

最後に31ページは、高齢者数、認定者数と保険給付費の推移といたしまして、令和3年度から令和7年度のものをご表にしております。

以上、令和8年度介護保険事業特別会計のご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。  
佐藤委員。

【佐藤委員】 2点ほど質問します、1点目は、高齢介護課の31分の1のところ増減理由は書いてなかったんですけど、介護保険担当職員12名の人件費で、昨年14名計上されているからこれだけのマイナスがついているんだと思うんですが、ずっといろいろ事業内容を聞く中でもそんなに事業が減っているという感じはしなかったものですから、何か大きな改善があったのかどうかということをお聞かせ願いたいなど。というのもやっぱり少子高齢化ですから、これからこの介護事業って増えてくるんだと思うんですよね、傾向としては、その辺のところを聞かせてください。

それと在宅医療のところ31分の19、増減理由はそこの人件費増ということなんでしょうけれど、私の知り合いなども、在宅医療を使われる方がいて、非常にありがたいというような話を伺っています。現段階で市内でどのくらい利用されている方がいて、その傾向は今後増えるという予測の中で、今回の予算立ても加味されているのか伺いたいなというふうに思います。

【山上委員長】 秋庭主幹。

【秋庭主幹】 職員の給与費の関係なんですけども、令和7年度は13名で計上して、令和8年度が12名ということで、1人減の現状ベースの予算計上とはなっているんですが、また、会計年度さんのほうで、1月に2名採用をさせていただいたことで、何とかそこでフォローして事業を進めているという現状がございます。

あと在宅、19ページ在宅の関係は、こちらは茅ヶ崎市と共同で在宅医療・介護連携推進事業ということで、実際に在宅を受けている利用者の給付費ではなくて、多職種の連携であったり、在宅介護の窓口、相談窓口などを行っている業務になります。最後のページに認定者数という、31ページに認定者数ってあるんですけども、令和7年、各10月1日時点では、認定者数としては2,458人の方が何らかの要支援であったり、要介護だったりというのがついておりまして、この方たちが全員在宅のサービスを利用しているわけではないんですけども、人数的にはこの人数、毎年増えている状況にあります。

以上です。

【山上委員長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 1点目のところは、令和7年度の予算書のところに14名って書いてあったものですから、13名でスタートしたって言われると何だかちょっと違ったような気がしちゃったんですけど、その2名分の少ない部分は会計年度職員の方に、ご貢献をいただいているというふうな捉え方でいいのかなというふうには思います。様々そのスキルや知識というものは、職員のほうが広く持てるチャンスもあると思うので、人員確保はまた大きなところで論議されたほうがよろしいかなとは思んですけど、ここもしっかりと確保していかなければいけないんだろうなというふうに思います。特に結構です。

在宅医療のほうは先ほど私の質問の中で言っているように、人件費というのは分かっているんです。言われたように、どこかに資料についているのかなと思ったんですけど、この要介護の2,458名の方は対象になりますよということの全員が利用してないと。ただ、どうしてもこの事業の中でも大きく見たときに、もう車も返納しなければいけない、タクシーを利用するにもお金がかかってしまうという中では、老老介護の状態の中で来てもらうのが一番いいというふうに言われていたので、そういう方が非常に増えているのかなという傾向は知りたかったものですから、質問しました。

データ上はないというようなことだとは思んですけど、その辺のところも加味しながら、その体制というかそういったところが取ればいいのかというふうに思うんですけど、どうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。1点目はいいです。

【山上委員長】 秋庭主幹。

【秋庭主幹】 在宅の給付費になりますと、居宅介護サービス給付費というところが在宅で利用されている方の給付費になりますので、そちらのほうは毎年増えている状況になります。ページ数で言いますと、7ページの一部になるんですけども、利用見込み量のためにこちらも増になっております。

以上です。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 1点だけ。31分の31、最後のページなんですけど、数字の見方として要支援の2のところ、令和7年、448人ということで、令和3年に比して70%近く、ここだけ極端に増えているんで

す。合計で言っても2,000から2,400で、18.5%という中で突出して増えていて、横で見ると何かスライドしてきたという形でもないみたいなんです。前年比だけでもここだけで111名、338から449に増えているんです。これの要因なんですけど、認定審査基準の変更なのか、何かの要因なんだろうかね、その辺ちょっと教えてください。

【山上委員長】 秋庭主幹。

【秋庭主幹】 もちろんスライドしていくこともあるんですけど、寒川町の傾向、ここ最近の傾向として、要支援1、要支援2の軽度の認定者数の方が増えておりまして、中には、お守り申請みたいな、今使わないけど、申請だけしておこうというような方とかもいらっしゃるんで、それが年度年度によって、ちょっと差異が出てきたこともあります。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 8ページの介護予防サービスについてです。今年度は負担金、補助及び交付金が約2,500万円増えているということで、その理由としては、実績を踏まえ利用見込み量の増ということでもありますけども、これはやっぱり高齢化が進んでいるんで、人が増えたということか、それとも介護実績ということなんで、そういうことなんだと思うんですけど、その辺のところを詳しく教えてください。

あと介護予防サービス事業費についてです。10ページです。今年度は昨年度と比べて約416万円の減額ということですけども、これも実績を踏まえ、支給見込み量を精査したことによる減という説明になっています。この支給見込み量の減少とはどのような実績とか利用状況を基に見込んでいるのかということを知りやすく説明してください。

あと31分の18の任意事業費、これ、福祉課でもこの成年後見制度について聞いたんですけど、こちらのほうでも聞きます。認知症などにより判断が難しくなった高齢者の財産や権利を守るためには大切な制度だと思っています。ここはもう一般質問でも結構しているんで、いろいろと町の見解というのは分かっているんですけども、町では高齢者の成年後見制度の利用について、現在どのぐらいの方が制度を利用しているのか、また、町としてどのような相談支援を行っているのか伺います。

【山上委員長】 秋庭主幹。

【秋庭主幹】 1点目と2点目の給付費の関係なんですけれども、給付費を見込むときには、今は第9次の計画の中でして、計画の数字と直近の実績ベースで、金額を見込んでおります。また、利用者も変わったり、利用するサービスが変更になったりとか増えたりというのがありますので、その辺で上限はありまして、こういう金額で計上させていただいています。

以上です。

【山上委員長】 山田主査。

【山田主査】 3点目の成年後見の利用助成について回答させていただきます。この支援件数の内訳につきましては、令和5年度が14件、令和6年度は11件で、令和7年度は現時点での数値になりますけれども、11件となります。相談体制につきましては、当然町役場の高齢介護課の窓口でもそうなんですけども、社協さんですとか包括支援センターさん、または介護事業者さん等々との情報共有ですとか、そ

ういった中で当然成年後見の利用等々の必要な方等々についてというようなケースの中で、いろいろと相談をさせていただきながら進めているところでもあります。それは引き続き令和8年度におきましても、そのような形をもって情報共有を進めながら、体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。2つのサービスについて、サービス事業者については9次の計画に基づいて直近ベースで、この算定すると。人数とか関係なくて、サービスもいろいろなサービスがあって、いろいろと人によって違うのでこのベース、これをベースに算出しているということで分かりました。ここはもうその点で、何かあってというんじゃなくて、9次計画にベースに基づいてということで分かりました。こちらのほうはいいです。

成年後見制度についてです。そうですね、障害者の方、福祉課で聞いた障害者の方に比べたらやはり多いと。それは分母が障害者に比べたら大きいからだというふうに認識しています。今後高齢化がやはり進むと思うんです。成年後見人制度を必要とする高齢者も、これから増えてくると考えられます。町として今後、どの程度この制度の利用が増えていくということで見込んでいるのか、このままの推移で今、令和5年、6年、7年だと同じような数字なんですけど、どう増えていくのかと見込んでいるのか、また、現在の相談体制を今お聞きしましたけど、これで十分であるのか、やっぱり今後のことを考えると十分であるのかと。その点について伺います。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 現在も町レベルではなく、全国的にそういう意思決定の支援ですとか、本人がどうしたいかと尊重するという意味だと思んですけど、そういった重要性は高まっているとは思っています。単にこの財産を守るというわけではなく、その人らしい生活、それを継続するためのツールというんですか、そういったものとして制度をどう活用するか、今後の対応の鍵にはなってきております。具体的な数字ではないんですけど、重要性は高まっているということは認識はしているところです。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 町としては、これから増えていくということで認識しているということで、取り組んでいただきたいということです。やはりこの成年後見制度というのは必要な制度だと思いますので、この介護についての、どちらにしても必要なものなことなんですけど、やはり制度を知らないために利用につながらないということにならないように、町としては、今後この制度について周知とか相談体制の充実を改めてどう進めていくのかということについて考えを伺います。

【山上委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 今後は福祉課さんと一緒に広報のほうに載せていくようにします。今後も継続的にそういったことは行っていくようにまいりたいと思います。

以上です。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 それでは、以上で、健康福祉部高齢介護課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

---

【山上委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部保険年金課の審査に入ります。まず、一般会計について執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 引き続き、保険年金課所管分でございます。説明につきましては、高木保険年金課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和8年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきます。なお、予算書の金額は、一部、健康づくり課との合計額となっており、説明資料と一致しないところにつきましてはその都度申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は060、保険年金課（一般会計）の2ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金の繰出金でございます。なお、予算書の繰出金の金額は、健康づくり課との合計額となっております。この繰出金は一般会計から国保特別会計へ、国の繰出基準等により事業費を繰り出すもので、繰出額の主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりでございます。なお、歳入の特定財源は下表記載のとおりです。

次に、資料3ページ、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、一般会計から後期特別会計へ、高齢者の医療の確保に関する法律等により事業費を繰り出すもので、繰出金の主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりでございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

次に、資料4ページ、国民年金費の職員給与費は、職員3名分の人件費です。なお、歳入の特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料5、年金事務経費は、国民年金の事務に関わる経費で、旅費及び需用費の主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりです。委託料は、特定親族特別控除の税制改正に伴うシステム改修委託料、標準化システム導入に伴う保守を行う基幹系システム標準化対応委託料、令和8年10月から、新たに導入されます育児期間中の年金保険料免除に伴うシステム改修委託料でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

最後に、資料6ページ、国民年金推進事業費は、窓口対応業務の会計年度任用職員1名分の報酬等でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

一般会計の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【山上委員長】 他に質疑がなければ、ここで一般会計に関する質疑を打ち切ります。

続きまして、特別会計について執行部の説明を求めます。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 続きまして、令和8年度国民健康保険事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきます。なお、特別会計の予算書の金額は、一部健康づくり課との合計額となっており、説明資料と一致しないところにつきましては、その都度申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は061、保険年金課（国民健康保険事業特別会計）の2ページをご覧ください。職員給与費でございます。こちらは保険年金課と健康づくり課を合わせた担当職員9名分の人件費でございます。なお、歳入の特定財源は下表記載のとおりです。

次に、資料3ページの国民健康保険運営事業事務経費は、国民健康保険事業を行うための経費で、報酬等及び旅費、需用費、役務費などの主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりで、負担金、補助及び交付金は、県国保連合会と共同運営しております国保総合システムへの子ども・子育て支援金制度導入に伴うシステム改修負担金でございます。なお、この科目の予算書の金額は健康づくり課との合計額となり、特定財源は下表記載のとおりとなっております。

次に、資料4ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費は、県内保険者のレセプト管理などの共通事務を県国保連合会に委託し、共同で電算処理をする委託料で、この科目の予算書の金額は、健康づくり課との合計額となっております。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料5ページの国保連合会負担金は、神奈川県国民健康保険団体連合会の運営を図るための負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料6ページの国保料賦課徴収事業事務経費は、保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、需用費及び役務費などの主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、コンビニ収納代行委託料等及び標準化システム導入に伴う保守を行う基幹系システム標準化対応委託、子ども・子育て支援制度創設に伴うシステム改修委託料、令和9年4月から導入を予定します二次元コードによる公金収納に伴うeL-QR公金収納対応委託料、負担金、補助及び交付金は、県町村情報システム共同事業費等でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料7ページの国保運営協議会運営経費は、町国保運営協議会委員9名分の報酬と旅費でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、8ページ、療養給付費は、被保険者の疾病及び負傷に対して保険給付する負担金、補助及び交付金で、増減理由等は備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料9ページ、療養費は、被保険者の柔整、あんま、鍼灸マッサージの費用及び医療用装具などに対して、保険者負担する負担金、補助及び交付金で、増減理由等は備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料10ページ、診療報酬審査支払手数料の役務費は、県国保連合会等へ委託します診療明細書等の審査手数料です。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料11ページ、高額療養費は、被保険者の高額療養費に対して給付する負担金、補助及び交付金で、増減理由等は備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料12ページ、高額介護合算療養費は、被保険者の国民健康保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給する負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料13ページ、移送費は、被保険者の疾病等により移動が困難な場合で、医師の指示により移送された場合に給付する負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料14ページ、出産育児一時金の役務費及び負担金、補助及び交付金は、被保険者が出産した場合に、50万円の一時金を支給する経費で主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりです。なお、財源は、今年度より国の繰入基準の廃止から全て一般財源となっております。

次に、資料15ページ、葬祭費の負担金、補助及び交付金は、被保険者が死亡した場合に葬祭を行った方へ5万円を支給する経費で、増減理由等は備考欄記載のとおりでございます。なお、財源は一般財源です。

次に、資料16ページ、傷病手当金は、新型コロナウイルスが5類に転ずる以前に感染し、労務に服することができなかった被保険者に支給する負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料17ページ、医療給付分は、県内市町村の保険給付費の財源とするために、県へ納付する負担金、補助及び交付金で、増減理由等は備考欄に記載のとおりです。なお、財源は記載のとおりでございます。

次に、資料18ページ、後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため、県へ納付する負担金、補助及び交付金で、増減理由等は備考欄記載のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料19ページ、介護納付金分は、介護保険制度に要する費用に充てるため、県へ納付する負担金、補助及び交付金で、増減理由等は備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料20ページ、子ども・子育て支援納付金分は、子ども・子育て支援納付金を令和8年度から医療保険の保険料と合わせて拠出する仕組みの施行に伴い、子ども・子育て支援制度に要する費用に充てるため、県へ納付する負担金、補助及び交付金で、増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料21ページ、国民健康保険制度周知事業費の需用費及び役務費は、国民健康保険制度を周知する事業費で、主な内容は備考欄記載のとおりです。なお、財源は一般財源となります。

次に、資料22ページ、国保財政調整基金積立金の積立金は、国保財政調整基金繰入金及び利子を積み立てるもので、予算額は利子を計上しており、増減理由等は備考欄記載のとおりです。なお、基金の残高ですが、令和7年度末で約3億200万円を見込んでおります。

次に、資料23ページ、一時借入金利子の償還金、利子及び割引料は、国保特別会計の運営で資金不足が生じた場合に、借り入れる借入利子で、財源は一般財源となります。

次に、資料24ページ、過年度保険料還付金は、過年度分の保険料の還付金と還付加算金の償還金、利子及び割引料で、財源は一般財源となります。

次に、資料25ページ、保険給付費交付金返納金は、交付金の精算があった場合の償還金、利子及び割引料で、財源は一般財源となります。

次に、資料26ページ、予備費は、突発的な予算不足に備える予備費で、財源は一般財源となります。

次に、歳入の一般財源分につきまして、ご説明させていただきます。

タブレット資料は27ページ、国民健康保険料は、下段、参考に医療分、後期高齢者支援分、介護分、子ども・子育て支援分の保険料の合計を示しております。令和8年度の現年分は子ども・子育て支援納付金や、診療報酬改定の影響を受け、県に納付します国民健康保険事業納付金が増加したことから、前年比8.95%の増となっております。滞納繰越分は被保険者の減少に伴う調定額の減少から、前年比9.83%の減で、現年滞納繰越分合計で8.18%の増となっております。なお、被保険者の保険料負担を軽減するために活用しております国保財政調整基金は、昨年と同額1億3,000万円を計上いたしまして、国民健康保険料の抑制に努めております。次に、使用料及び手数料の証明手数料は、国民健康保険料の納付証明手数料です。次に、繰越金のその他繰越金は、前年度からの繰越金で前年度同様50万円を計上しております。次に、諸収入の延滞金及び第三者納付金返納金につきましても、前年と同額を計上しております。

国民健康保険事業特別会計予算の説明は以上です。よろしくお願いたします。

**【山上委員長】** 国民健康保険事業特別会計の説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

**【青木委員】** 27分の6の国保賦課徴収事業のことなんですけど、委託料で、その他で2,330万余りというふうにこの資料に書いてあるんですけども、これは一般財源とか何かほかのどこから繰り入れしているのか、その辺のところちょっと分からないので、確認という形なんですけど、教えてください。

それとあと27分の20です。子ども・子育て支援納付金分、このことについて伺います。今回新たに3,100万円が計上されるという予算で組まれていますけれども、国民健康保険に上乗せして集める子ども・子育て支援金に関係するものと理解します。本来は、国民健康保険料は医療のための制度だとは思いますが、その保険料を使って子育て支援の財源を集める、この仕組みについては新しい制度ですので、理由について分かりやすく説明してください。

**【山上委員長】** 高木保険年金課長。

**【高木保険年金課長】** まず、徴収費のほうの委託料の関係で2,300万円ほど、その他の財源が増えているよということなんですけれども、こちらの費用につきまして、主な内容につきましては標準システムが、今までの使っていたシステムのほうが、基幹系標準システムという形に移行されまして、それに関わる対応委託料というのが増となっております。費用に関しては、職員給与費等繰入金で町のほうから繰入金でいただいておりますので、国保の保険料に大きく影響があるというわけではございません。

2点目で、子ども・子育て支援金につきましては、子ども・子育て支援法の施行から国民健康保険の施行令が改正されまして、医療保険料と合わせて子ども・子育て支援納付金を徴収する、拠出するという仕組みのほうが法的に施行されましたので、そちらに伴って、子ども・子育て支援金分を医療保険料

と合わせて、国民健康保険のほうで徴収するという仕組みとなっております。よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目は分かりました。2つ目なんですけど、やはり新しく国保に上乘せになるというようなことになると思うんですけども、加入者に新たな負担、自分も国保の加入者なんで生じる可能性もあると思います。恐らく町民に負担がかかることについてどのように考えているのか。また、この制度について町民にどのように周知していくのかということについて、考えをお聞かせください。

【山上委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 子ども・子育て支援金につきましては、医療保険制度の改革によって、その財源が6,000億減少する仕組みから、保険料に6,000億を転嫁するという形の制度となっております。医療保険の中で6,000億減ったよという内容が全て分かるわけではないのですが、一応こども家庭庁のホームページ等でもそういう内容で掲載をしているという形となっております。そうはいえども、実際は負担が出てしまうのではないのかということにつきましては、我々もちょっとそういうふうに感じている部分はあるんですけど、とはいえ、制度的にこういう形となりましたので、丁寧に窓口等で説明をしていきたいというのが一つと、この辺の町民の周知につきましては今現在つくっておりますけど、ホームページ、また、広報の5月号に内容を記載して、6月の納入決定通知書にはリーフレットを導入いたしまして、周知に努めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 それでは、続いて、後期高齢者医療事業特別会計の説明を求めます。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 続きまして、令和8年度後期高齢者医療事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料によりご説明させていただきます。

それでは、タブレット資料は062、保険年金課(後期高齢者医療事業特別会計)の2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、職員2名分の人件費でございます。なお、歳入の特定財源は下表記載のとおりです。

次に、資料3ページ、後期高齢者医療事業事務経費は、後期高齢者医療事業を行うための事務経費で、報酬及び職員手当等、共済費、旅費、役務費、委託料、使用料及び賃借料の主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりです。委託料は、標準システム導入に伴う保守を行う基幹系システム標準化対応委託、子ども・子育て支援制度創設に伴うシステム改修委託料、負担金、補助及び交付金は、県町村情報システム共同事業負担金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料4ページ、診療報酬点検事業費は、医療費適正化に伴う審査点検手数料で、役務費の主な内容は備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料5ページ、後期高齢者医療保険料徴収事務費は、保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、需用費及び役務費などの主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりです。委託料は、コンビニ収納代行委託料等及び納入通知書封入封緘委託、令和9年4月から導入を予定します二次元コードによる公金収納に伴うeL-QR公金収納対応委託料、負担金、補助及び交付金はeL-QR導入に伴う地方

税共同機構負担金でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料6ページ、後期高齢者医療広域連合納付金は、制度を運営します神奈川県後期高齢者医療広域連合へ、保険料や療養給付費等を納付する負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料7ページ、一時借入金利子は、後期特別会計の運営で、資金不足になったときの一時的に借入れを行う際の償還金、利子及び割引料でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料8ページ、償還金及び還付加算金は、過年度保険料に対する還付等の償還金、利子割引料でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料9ページ、予備費は、突発的な予算不足に備える予備費でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

最後に歳入の一般財源分につきましては、一般財源分につきまして、ご説明させていただきます。

資料10ページ、繰越金は、前年度からの繰越金で前年度と同額を計上しております。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。  
青木委員。

【青木委員】 10分の6の後期高齢者医療広域連合納付金のことについてお聞きします。今年度は約15億4,000万円で、前年度に比べて約1億5,000万円増えているというふうな形になっています。資料では、被保険者の増加に伴う増と説明されていますけども、町では、この後期高齢者の人数がどの程度増えていると見込んでいるのでしょうか、説明してください。

【山上委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 令和8年の1月末現在で後期高齢者の被保険者数は7,869人で、令和7年1月末の7,626人で、対令和7年で243人の増加、3.19%の増加となっております。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 増加が243人ということでそれに伴う1億5,000万円ということですけども、昨年度、予算委員会で同僚議員が、団塊の世代が後期高齢者へ移行している影響で保険料は上昇傾向にあるが、今後は上げ幅が落ちていくのではないかという答弁があったんです、去年の予算委員会で。今年度の納付金が増えていることについて、その答弁を踏まえてどのように考えているのか、お聞かせください。

【山上委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 広域連合納付金の関係で1億5,000万円増えているのはなぜですかということなんですけれども、保険料が令和8年、9年で改定の年度となっております、医療分の保険納付金というのが、昨年度に比べて1億2,883万9,000円増加しているという形になっております。そのうちの子ども・子育て支援分が2,022万4,000円、先ほど1億2,883万9,000円のうち、2,022万4,000円は子ども・子育て支援金分が増加しているという形になっています。その他は令和8年、9年度の保険料率の改定によって、増加しているということが主な原因となっております。よろしく願いいたします。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 やっぱり改定と、ここでも子ども・子育てが入っているということで分かりました。

今後もこの高齢化の進行によって、後期高齢医療にかかる費用というのは増えていくというふうに可能性が十分だと思うんです。町として、その後期高齢医療の負担や財政の見通しについて、この予算の中でどう見通してこの予算を組んでいくのかということについてお聞かせください。

【山上委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 後期のほうの内容につきましては、広域連合のほうで計算された、指定された金額のほうを基本的に納めるという形のものになりますので、一応、課長会議とか共同の会議の席では、なるべく被保険者の負担が増えないようにというようお願いは、ほかの市町村も含めて切にお願いしているという状況となっております。こちらの保険料の算定につきましては、1人当たりの給付費が現行の83万6,000円から88万円に上がりまして、5.3%の増ということの影響が大きく出ているという形となっております。

また、それに加えて子ども・子育て支援金分が加算されて、被保険者への負担が増えているということは感じてはいるところなんですけれども、一応初め、協議会のところで、1回目の広域連合の提示をされた料率のときは67億円を計上して、保険料の抑制を行いたいというような初めの当初の連絡だったんですけれども、横浜市とかうちのほうもお話をさせていただいたんですけれども、そういったところからちょっと負担が重過ぎるのではないかとということで、剰余金の93億円まで上げて、県のほうにお願いしまして、財政安定化基金交付金を12億足して、保険料の抑制には努めさせていただいておりますので、ちょっとこれ以上はなかなか難しいという現状はございますけれども、我々のほうとしても、広域連合のほうにお願いして、なるべく保険料のほうを抑制してくださいということには努めておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 以上で健康福祉部保険年金課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部健康づくり課の審査に入ります。まず、一般会計について執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 健康福祉部最後となります。健康づくり課所管分でございます。説明につきましては一島健康づくり課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いたします。

【山上委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 それでは、健康福祉部健康づくり課所管の令和8年度予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料によりご説明をいたします。よろしくお願いたします。

タブレット資料2ページお願いたします。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、一般会計より国保特別会計への事業費を繰り出すもので、予算書の金額については、保険年金課との合算に

なっております。

続きまして、3ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、健康づくり課と高齢介護課で連携して実施するフレイル、虚弱の予防目的とした保健事業と介護予防事業及び75歳以上の高齢者健康診査事業に係るものでございます。報酬につきましては、会計年度任用職員2名の報酬であり、1名の増員は歯科衛生士でございます。職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料につきましては、主な内容及び増減理由等は記載のとおりでございます。特定財源は下表記載のとおりでございます。

続きまして、資料は4ページ、保健衛生事務費につきましては、保健衛生事務に係る旅費、健康管理システムの利用料等負担金などの経費でございます。報酬、旅費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金につきましては、主な内容及び増減理由等は記載のとおりでございます。こちらの特定財源はございません。

続きまして、資料は5ページ、健康づくり事業費につきましては、自分自身の現在の健康状態が把握できる健康診査やがん検診等、また、心身の健康維持増進を自主的に取り組むための健康づくりや食育に関する講座等の実施により、「自分の健康は自分で守る」の促進を図るものでございます。報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金につきましては、主な資料と増減理由等は記載のとおりでございます。なお、負担金、補助及び交付金の行政ポイント負担金についてですが、令和8年度に新規事業で実施いたします、さむかわPayアプリの歩数管理機能と連携をした健康マイレージのこちらは事業費でございます。特定財源は下表記載のとおりです。

続きまして、資料は6ページ、予防接種事業費につきましては、高齢者の肺炎とインフルエンザ、新型コロナウイルスの重症化予防並びにその蔓延を防ぐための予防接種を行うものでございます。また、50歳以上の方を対象とした带状疱疹予防接種を行うものでございます。需用費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金につきましては、主な内容と増減理由等は記載のとおりでございます。特定財源の充当はございません。

続きまして、資料は7ページでございます。予防事務経費につきましては、会議に出席するための旅費、「さむかわ健康だより」冊子を作成するための経費でございます。旅費、需用費につきましては、主な内容と増減理由等は記載のとおりでございます。特定財源は下表記載のとおりです。

続きまして、資料8ページ、地域保健医療体制充実事業費につきましては、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、耳鼻咽喉科及び眼科の休日救急医療を確保するため、茅ヶ崎市医師会に交付する補助金、そして寒川町民の医科及び歯科の夜間休日救急医療を実施している茅ヶ崎市地域医療センターの運営管理する茅ヶ崎市への負担金でございます。負担金、補助及び交付金の内容、増減理由等は記載のとおりです。特定財源の充当はございません。

続きまして、資料9ページ、感染症予防対策事業費につきましては、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るもので、寒川自治食品衛生協会の会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るために、事業費補助を行うものでございます。特定財源の充当はございません。

続きまして、10ページ、健康管理センター維持管理経費につきましては、こちらは、町民の健康増進等

を図り、公衆衛生の向上に資する施設として、子どもから大人までの健康増進、健康づくりと各種保健事業の実施拠点となる健康管理センターの維持管理に係る経費でございます。需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料につきまして、主な内容及び増減理由等は記載のとおりです。特定財源の充当はございません。

そして資料11ページ、公共施設再編計画実施事業費につきましては、9月からの供用開始に必要な椅子等、庁用器具を購入するためのものがございます。特定財源は記載のとおりです。

最後に歳入の一般財源分についてご説明をいたします。行政財産使用料につきましては、健康管理センターに設置されていた自動販売機にかかる使用料でございましたが、設置が不要となったための皆減です。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。  
青木委員。

【青木委員】 12分の6の予防接種事業費について、お尋ねします。今年度は委託料が約6,480万円で、前年度より1,390万円の減となっています。資料では、接種実績の精査による減と説明されていますが、どの予防接種がどのくらい減っているのか、逆に増えて別のやつが余計に増えているのかと、その辺の事を見込んでこの金額になっているかということについてお尋ねします。

【山上委員長】 石黒副主幹。

【石黒副主幹】 予防接種の接種率等についてご回答させていただきます。まず、こちら、予防接種の委託に係る予防接種の種類としては4種類、インフルエンザと肺炎球菌、あと新型コロナと带状疱疹の4種類となります。まず、一つずつご説明させていただきますと、このインフルエンザに関しましては、国の指針のとおり10月に接種を開始して、1月までという形でやらせていただいております。その中で、例年ですと接種されている方が5,000名から5,500名ほどいらっしゃったんですけども、この2年間ほど、ちょっと流行期に入るのが早くなっています、そのためか、ちょっと接種されている方がこの2年間は少なめになっております。具体的に申しますと、令和6年ですと接種された方が4,702名で、令和7年は今現在分かっているので4,132名となります、こちらに関しましては、国の指針ですと10月に予防接種を開始して効果が出る時期が1月から3月の感染のピーク時に効果が出るような形の接種を推奨しているんですけども、昨年度ですと11月に流行注意報が出て、12月に流行警報が出るような形で、予想より1か月早く、今年度については、もう10月に注意報が出て、11月には警報が出ているという形になっていまして、そうすると恐らくなんですけど、もう予防接種する前の段階で、もう感染してしまった方とかもいらっしゃって、そうすると接種が必要ないと判断されたのか、これまで毎年5,000人以上打たれていた方がこの2年間ですとちょっと4,000人台となっております。

あと肺炎球菌に関しましては、こちらは平成26年から定期接種化されたので、こちらへ補助等をさせていただいて、予防接種が開始したんですけども、その当時は65歳になられた方が対象だったんですけど、それまでにもう既に65歳以上の方ですと接種の機会がないので、5歳刻みで70歳、75歳、80歳と5歳刻みの方が対象となっていたので、対象の方がたくさんいたんですけども、昨年（令和6年度）からその経過措置が終わりましたので、65歳の方のみが対象となりました。それなので、それまでですと

毎年やはり500人ほどが打っていたのが、令和6年から実際48名の方、令和7年ですと現在時点で70名の方が肺炎球菌を接種されております。

新型コロナにつきましては、定期接種化されたのが昨年、令和6年からとなっております、令和6年で新型コロナの定期接種された方が1,534名、令和7年に関しましてちょっと減りまして、548名が新型コロナの接種をされております。

带状疱疹につきましては、令和6年（昨年度）から任意接種を開始しまして、こちら任意接種の対象となる方は50歳以上の方ということでやらせていただいております。带状疱疹の予防接種は生ワクチンと不活化ワクチンと2種類ございまして、生ワクチンは1回打つワクチン、不活化ワクチンは2回打つワクチンとなっております、令和6年度で、生ワクチンを打たれた方が508名、不活化ワクチンを打たれた方1回、2回それぞれで1,719回分が接種されております。

令和7年につきましては、生ワクチンが今のところ任意接種で打たれた方は53名、不活化ワクチンは260回接種されております。その後、带状疱疹につきましては、今年度から定期接種が開始されました。こちらは65歳の方が対象となりまして、こちら生ワクチンが107回、带状疱疹の不活化ワクチンは527回、令和7年度に今のところ接種されております。年度によつての増減がございますので、こちらの前年度だけを参考にすると通常に戻った際にちょっと対応できないかと思ひまして、この数年分の平均で出ささせていただきますので、インフルエンザにつきましては、令和8年度、こちらが予算を取らせていただいた回数は5,340回分、肺炎球菌につきましては302回分、新型コロナにつきましては、まだ2年目ですので1年目を参考に1,538回分、带状疱疹につきましては、任意接種の生ワクチンが431回分、不活化ワクチンの任意接種が1,282回分、定期接種の生ワクチンは188回分、最後に定期接種の不活化ワクチンは660回分として、今年度の実績より多い数で今のところ予定しております。

以上となります。

【山上委員長】 青木委員。

【青木委員】 結局、この減額になっていた要因というのは、全般的に数年かけて対応するために、数年で全部流れを見て決めるということなんだけども、今回その減額になった要因というのがどこなのかというのがちょっと今説明、丁寧な説明をしていただいたんですけど、ちょっと分からないので、もう一度その辺のところをちょっと説明していただいて、全体的に何が要因かということをもつと端的に言っていただければいいんですが、全部その詳細は今聞いたので、端的にどこが接種実績の精査による減なのかということも言うていただければということで、もう一度ちょっとその辺のところを端的でいいんで説明してください。

【山上委員長】 石黒副主幹。

【石黒副主幹】 申し訳ございませんでした。金額が下がった要因としましては、新型コロナウイルスワクチンのほうが、こちらの接種の費用が1回当たり1万6,951円かかるワクチンとなっておりますので、こちらの接種する方の想定が大分下がったことが一番の要因となります。あと带状疱疹ワクチンにつきましては、まだ2年しかたっていないので、初年度を参考にしておりましたので、こちらかなり多めに2年目も予算を取っておりましたので、こちら、带状疱疹ワクチンが1回当たり2万3,606円かかりますので、こちら回数も減ったことにより金額が大きく下がった要因となっております。

以上となります。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

廣田委員。

【廣田委員】 12分の6で、負担金のほうなんですけど、委託料のあれは今、青木委員の質問で分かりました。ここは償還金のほうの話になるんですけど、この4つの予防接種ですかねそのかかりつけのお医者さんで接種した割合というのは平均的にね、例えばインフルエンザのワクチンだけ多いのかとか、何かそういう特徴的なものがあるのかというのが1点と、12分の10なんですけれども、ここは健康管理センター、そこができてれば、置いといて、これは何か月分の費用なんですか。現行の管理センターです。

それと同じく関連で12分の11なんですけど、備品購入ということで、いずれ新しいところでということで、この工事工程表というのはここで聞くのはちょっと当然酷なんですけれども、スケジュールなんです、備品の搬入のスケジュール、そして備品の搬入だけで、スムーズに事業が展開できるわけではないので、事務処理とか人員はそのままいけばいいんですけど、それに附帯するいろいろな準備というのの事務レベルのスケジュールがもし把握できていけばちょっと教えていただきたいと思います。

【山上委員長】 石黒副主幹。

【石黒副主幹】 まず、1点目の予防接種の償還払いについてご回答させていただきます。こちらにつきましては、件数自体がかなり大きくなっております。令和4年で44件、令和5年で34件、令和6年ですと114件になりまして、今年度はもう194件が償還払いの対象となっております。こちら償還払い、带状疱疹や肺炎球菌で償還払いされている方はほとんどいない状態です、ほとんどがインフルエンザと新型コロナとなっております。数は半分半分です。194件のうちインフルエンザが93件、新型コロナの件数が92件となっております。

2点目の健康管理センターの維持管理の分の予算が何か月分かという部分につきましては、こちらにつきましては、新しい施設が供用開始されるまでは、もう全体、フルの毎日の分というので取らせていただいております。供用開始後の9月以降につきましては、運用の数を減らせるものについては減らしている状態です。ほとんどが電気代と掃除、清掃の委託料でしたので、その分につきましては頻度を減らせていただいて、あと、中には消防の設備点検や水道の水質の点検など、施設を使わなくても必ず発生するものがありますので、そちらについては通年分、丸々1年分取らせていただいております。

最後に備品の搬入のスケジュールにつきましては、こちらは新年度になりましたら発注をかせせていただく予定となっておりますので、今のところ、何社かからお話を聞かせていただいて、8月には納品が可能というふうに伺っておりますので、納品は8月で3日間ほどかけて納品というふうに予定しております。備品がなくても用意できる、事業の何か精査、事業をどうやって行っていくかというふうなシミュレーションみたいなものは、備品がない状態でも中で進めておいて備品が来た段階で確定させるような形で考えております。

以上となります。

【山上委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 1点目、2点目について分かりました。最後なんですけど、8月に納入ということで、

ちょっと以前聞いたのだと、テストとかで建物自体はできます。6月、7月ぐらいですかね。ランニング、ウォーミングアップみたいなのをやって、9月ぐらいって聞いたんですけど、実際に利用が開始できるというのは、やっぱり9月ぐらいなんですかね。最後その辺、その点だけちょっとお願いします。

【山上委員長】 石黒副主幹。

【石黒副主幹】 施設の利用の開始につきましては、今のところ中にある備品等の調整等が進んでいる中だと、8月にならないと物が入らないということなので、全てが整えられるのは8月の終わりぐらい、9月から開始というふうな形で考えております。

以上となります。

【山上委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず5ページ、健康マイレージが来年度からスタートさせますということで、町民の皆様への健康への意識づけ、それから、気軽に参加できるということで期待をすることでございますけれども、まず、この参加者、参加の目標人数と、それから、この健康マイレージを事業として行うことによる効果をどのように担当課として捉えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから予防接種の部分ですけれども、高齢者の部分については国の制度としてやっていただいておりますが、乳幼児から児童生徒、ここの年代に対するインフルエンザの接種の助成ですね。これ、全国的にもまた県内でもかなり広がりを見せているところであります。町として、そのことについて令和8年度を調査研究または検討の予定があるのかどうかということと、様々な文献を読んでおりますと、以前は、この子どもに対するインフルエンザの予防接種を各学校ごとで集団でやっていただいていたと思います。そのときと、ぱたっとやらなくなってから、学校での集団接種がなくなったインフルエンザの予防接種、学校でのインフルエンザの予防接種がなくなった途端に、インフルエンザによる高齢者の死亡率が上がったというようなデータを見たことがあるんですけども、健康づくり課として、町全体に対する影響を考えたときに、子どもに対するインフルエンザの予防接種の助成というのは効果があるのかどうか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

【山上委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 ありがとうございます。まず、健康マイレージのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。まず、結論から申し上げますと、この健康マイレージを導入することで運動する仕組み、町の中の仕組みづくりが一步前進するというふうな効果を考えております。というのは、健康づくり課が持っているその元気プランの中において、今、課題となっているものが運動習慣の定着というふうな部分で申し上げますと、やっぱり壮年期、若い年代、いわゆる20代、30代、40代、あと高齢期、ここがやっぱりこのたびのこの町民アンケートをさせていただいた折に、目標に到達せず、D評価とかC評価とかやっぱりかなり悪いものだったんです。

特にこの働いている20代、40代働き盛りは本当にうんと悪くなってしまっていて、ここはもう平日、要は運動しましょうとか、やっぱりアプローチをする層が健康づくり課としても直接的なアプローチが非常にしにくいというふうなのがやっぱり弱点というか、大きな課題感を持っています。そういった中で、運動してみようというふうな気持ちを起こさせるというふうなことでは、この健康マイレージは非

常に狙っています。ポイントがあること、何をきっかけで運動したいかと思うのは、やっぱり人それぞれではあると思いますけれども、まず運動、何かこうスポーツというよりも、体を動かして歩数をというふうなところは狙い目としては、そこは非常に期待をしているところですし、効果はあるというふうに見込んでいるのがまず効果の点です。

そういったところで、参加目標なんですけれども、まず、ちょっと近隣でも実施をしているところの少し状況も見させていただきながら、まず、2,000人ぐらいをちょっと規模感、2,000人ぐらいでどうかなというのが、今のこれから制度設計というか事業設計の中で、まずちょっと2,000人ぐらいはどうかのかなというので算出というか、計算というか、イメージをしているところになります。

あと、どれぐらいの歩数で何ポイントとかというその辺りも、これから、きちんと固めるところではありますけれども、一応根拠としては、元気プランのアンケートで取った、今どれぐらいの歩数なのという町民アンケートからの歩数として把握しているもの、あとは健康日本21（第三次）で国として掲げている歩数、この2つはちょっと相関というか影響を見ながら、そのポイント、何ポイント付与するかというあたりを最後固めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

【山上委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 すみません、予防接種、子どものインフルエンザのことですよね。とにかく学校の学級閉鎖の情報が非常にやっぱり早くて大きくて、ずっとなんていうふうなことがあると、子どもの予防注射の重要性というのは感じるころではあります。この辺りの助成についてどう考えるかというのを、まずは本当に情報収集から始めながら考える事柄をより整理をしていくというふうなところから始めていきたいと思えます。

あとは子育て、本当に子どもの教育委員会ですとかいろんな他課にもわたるところだと思うので、まずはそこの情報共有ですとか交換ですとか、その辺りも、きちんと踏まえながらどうしていくのが妥当なのかということを考え始めていくような、確かに時期ではあるのかなというふうにお聞きして思ったところでは。

以上です。

【山上委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 1点目については、今後の取組を興味深く見させていただきたいのと、やっぱり我々もしっかり参加しなきゃいけないのかなというふうに改めて思いましたので、1点目については、結構です。

2点目については、来年度、調査、研究、検討していただけますかというお答えに関しては、やりますよというふうに言っていたものと捉えますので、しっかり調査研究をしていただきたいと思います。全国的にも相当広がっている、それから県下でも大分やるところも増えてきた。やはり町全体を考えるとときに子どもから流行していくケース、これがやっぱりデータ的に見えるんだろうなというふうに思いますので、そこをまず予防していくことによって、町全体としてのインフルエンザに対する耐性というんですか、それを強化することが可能になると思えますので、今課長がお答えいただいたように、しっかりと調査、研究、検討していただいて、費用対効果も含めてしっかりと検証できた際には、検証

してやりましょうという結果が町全体として出た際には、しっかりと取り組んでいただければと思います。最終的に予算はここで持つことになろうかなと思います。よろしくお願いします。

それについて見解があれば、ちょっと一言でもお答えいただければと思います。

【山上委員長】 一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 保健事業はもはやどの課で何をやるというよりも、やっぱりいろんなところが絡みながら、動かしていくものなんだなということを今改めて認識をしているところです。予防注射、本当にコロナもそうでしたけど、子どもからうつってというふうな話も私もよく存じ上げていますので、やっぱり予防注射を受けることで、健康を害す人がやっぱりこう減っていくというふうなことが大事なことだと思いますので、また、新たな視点で、本当に周囲の状況を見ながら他課とも少しやり取りをさせていただきながら、まずは町の状況というふうなことで、少しずつ一致をさせていくというところから始めていきたいというふうに考えています。

以上です。

【山上委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 他になければ、ここで一般会計を終了いたします。

続いて、特別会計について執行部の説明を求めます。

一島健康づくり課長。

【一島健康づくり課長】 では、引き続き、健康福祉部健康づくり課所管の令和8年度国民健康保険事業特別会計についてご説明をいたします。

では、タブレット資料は2ページでございます。国民健康保険運営事業事務経費につきましては、国保事務に関する事務経費で、研修のための旅費でございます。特定財源については、下表記載のとおりでございます。

続きまして、資料の3ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費につきましては、県内の保険者の共通事務を、国保連合会に委託をして共同で電算処理をする費用でございます。特定財源については、下表記載のとおりでございます。

続きまして、資料は4ページです。医療費適正化事業費につきましては、服薬に関するセルフケアの促進と医療費適正化のために実施をしているもので、ジェネリック医薬品差額通知及び重複投薬通知の年2回の郵送料でございます。特定財源は下表記載のとおりになります。

続きまして、資料は5ページです。特定健康診査事業費につきましては、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に6月から8月そして2月に実施する健診の費用でございます。需用費、役務費、委託料につきましては、主な内容、増減理由等は記載のとおりでございます。特定財源は下表記載のとおりです。

続きまして、資料6ページ、特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査受診者のうち、生活習慣病の発症または生活習慣病の重症化リスクがある被保険者に対し、生活習慣病改善や受診勧奨の保健指導を行うものです。報酬、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、繰出金については、主な内容と増減理由等は記載のとおりでございます。特定財源は下表記載のとおりです。

説明は以上となります。ご審査よろしく願いいたします。

【山上委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【山上委員長】 それでは、以上で、健康福祉部健康づくり課の審査を終わります。暫時休憩いたします。

---

【山上委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

本日予算委員会2日目でございますが、子ども育成部、健康福祉部の審査が終わりました。明日、環境経済部を皮切りに監査事務局までの審査がありますので、明日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後に副委員長から一言お願いいたします。

【吉田副委員長】 皆様のご協力いただきまして、円滑な審議に努めることができました。これぐらいの時間で終わっていただけらなと思っております。本日もお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時23分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長